

内閣委員会議録第三十八号

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 山本 兼吉君

理事 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君

理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君

理事 宮澤 龍男君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君

大坪 保雄君 北 吟吉君

薄田 美朝君 高瀬 傳吉君

田村 元君 辻 政信君

床次 徳三君 福井 順一君

眞崎 勝次君 栗山 博君

山本 正一君 横井 太郎君

西ヶ久保重光君 飛鳥田 一雄君

井手 以誠君 稻村 隆二君

片島 潜君 西村 力弥君

細田 綱吉君

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君

外務大臣 重光 葵君

國務大臣 船田 中君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

防衛庁次長 増原 恵吉君

防衛庁参事官 (長官官房長) 門叶 宗雄君

防衛庁参事官 (防衛局長) 林 一夫君

防衛庁参事官 (人事局長) 加藤 陽三君

委員外の出席者

防衛庁課長(長官官房法規課長) 麻生 茂君

防衛庁課長(裝備局航空機課長) 黒津兆太郎君

専門員 安倍 三郎君

四月二十日

委員西ヶ久保重光君及び西村力弥君
辭任につき、その補欠として坂本泰
良君及び島上善五郎君が議長の指名
で委員に選任された。

同月二十三日

委員坂本泰良君辭任につき、その補
欠として原野君が議長の指名で委員
に選任された。

同月二十四日

委員原野君及び島上善五郎君辭任に
つき、その補欠として西ヶ久保重光
君及び西村力弥君が議長の指名で委
員に選任された。

本日の會議に付した案件

國防會議の構成等に関する法律案
(内閣提出第八七号)

○山本委員長 これより會議を開きま
す。

國防會議の構成等に関する法律案を
議題とし、質疑を続行いたします。通
告がありますので、順次これを許しま
す。床次徳三君。

○床次委員 すでに國防會議に對しま
していろいろ質疑応答があったのであ
りますが、なお若干最後に私總理にお
伺いしておきたいと思うのでありま
す。

第一に、防衛問題に關しまして、國
民の間に次第にその思想が浸透して
参つたことは、まことに喜ばしいこと
と思うのでありますが、しかしなが
ら、この國民の間にわき起つて参りま
したところの防衛思想に對して大きな

障害となつておるといふものが、むし
ろ政府側に原因があるのであります。
これは現在の防衛庁におけるところの
會計上のいろいろのいわゆる不当事項
と申しますか、次々と現われておる問
題なものであります。この点に關しまし
ては、すでに大臣からも御答弁があり
ましたが、いろいろ慎重にそれが対策
を講じておられるのであります。防
衛庁の職員が比較的この事務に経験が
乏しい。新設時代でありまして、事
務に経験が乏しいということが一つあ
りますが、同時にその幹部職員が各省
からの寄せ集めであり、一定の時間が
たちますとすぐまた各省に復歸するこ
ういうような習慣が、今なお残つておる
かのように見えるのであります。やは
り防衛の重大要務であるということに
かんがみ、今後防衛庁の事務が堅実に
國民の期待に沿うがごとく行われると
いう趣旨におきまして、やはり防衛庁
の職務に専念できるがごとき人事をな
す必要がある。特に重要幹部において
これが必要なことであります。現在防
衛庁の問題が特に注目を引いている際
におきましては、政府においては特別
な戒心をしていただきたいと思つたの
であります。この点特に總理に御意見を
伺いたいと思つたのであります。

○鳩山國務大臣 御質問の趣旨はご
もつともと思つた。よく検討いたし
たいと考えます。

○床次委員 次に御尋ねいたしたいの
であります。あわせてこれは要望とい
ふのであります。

たしておきたいのであります。國民
に防衛思想を徹底するところでは、
現在非常な努めておるところでありま
す。防衛力といふものの、自衛という問
題、これは単に憲法第九條においては
否定せられていないのだという消極的
な介明を今日多く聞いておるのであり
ますが、そうではなくして、むしろ積
極的に、今日独立國におきましては、
必要最小限度の自衛力といふものを持
たなければならぬのだといふこと
が、當然この半面においてあるわけ
であります。このことはもちろん國民に
對して徴兵の義務を要求するものでは
ありませんが、國民の方から申します
と、國を防衛する義務があるのだとい
うことを、やはりはっきりする必要が
あるのではないかと思つたのでありま
す。特に國の平和と安全を保障するこ
とに對して、政府は當然責任が
あるわけでありまして、この行政上
の立場からみましても、國民に對して
國を防衛することが必要なんだとい
う防衛思想の普及に對しましては、格段
の努力をする必要がある。自衛隊が違
法でないという消極的な介明ではなく
して、むしろ國家といたしまして、國
民といたしまして、當然自衛はしなけ
ればならぬのだといふこと、對して
積極的な思想の普及といふことに
努める必要があるのではないかと。この
點に對して今日憲法問題等におきまし
ても論議を重ねておりますが、政府の
立場といふものは比較的消極的な介明
に過ぎると思つたのであります。この點

特に政府に對して積極的な今後の活動
を要望したいと思つたのでありま
す。この點に對して總理の御意見を伺
いたい。

○鳩山國務大臣 國土を防衛するに必
要な最小限度の實力を保有すべきは當
然であります。それで私は今まで憲法
九條はこれを否定していないといふ消
極的な答弁をして参りました。しかし
それは、あなたのおっしゃる通りに
不足しております。國民はみずから自
分の國土を守らなければならぬとい
う氣持を持つことが大切であるとい
うことは、私も考えます。そうでなけ
ればならないと思つた。このことにつ
きましては、國民に十分納得してもら
う必要がありまして、そのために政
府としては將來積極的な努力をいたし
たいと考えております。

○床次委員 次に承りたいのは、わ
が國の防衛といふものは必要最小限
度の自衛であるのであります。従つて
この必要最小限度の自衛であるとい
うことをやはり國民に徹底せしめる。
そうして國民も安心をすると同時に、
積極的なこれに對して協力をする体制
が必要だと思つた。この點において
に論ぜられております本案のいわゆる
國防會議は、きわめて意義が深いもの
でありまして、すみやかにこの國防會
議法の制定を得まして、そうしてこの
防衛計画並びに將來の防衛産業とい
うものに對する態度を明らかにして
もらいたい。國民の負担といふものは決し
て過重ではないのだ、しかし國家とし

て必要最小限度の防衛をやるのだという事を明らかにする。同時に防衛産業に對してもやはり将来の計画を樹立いたしまして、國民の必要の限度において、また負担し得る限度において、國家として相當の関心を持たなければならぬ、國民としても協力しなければならぬという基礎を持たなければならぬと思ふのです。この點に對しまして國民に理解と安心を与えたい。うごくお努めをいただきたい。すでにこの點に對しては委員会の審議においてしばしば論ぜられておるところであります。最後に特に總理大臣に、この最小限度の防衛達成のために、國民の協力に對する御所見を重ねて伺いたいと思ふます。

○鳩山國務大臣 國防計画の大綱並びに防衛産業の育成の根本方針につきましては、國防會議が設けられました。昨にはこれに諮問いたしまして、成案を得たならば適當な周知の方法を講じまして、國防問題に對する國民の理解を得て、その協力を求める覚悟をしております。

○床次委員 次の問題として伺いたいのですが、いわゆる米軍の基地の問題につきまして、今日幾多の紛争が出ておりますことに對しましては、はなはだ遺憾に思ふのであります。本来基地なるものは單に米軍の利益のためにのみ使用せられるのではなくして、わが國の安全確保のために設けられておるのであります。將來におきましては、將來拡充を予期されておきますところのわが國の自衛隊の使用する部分、あるいは國際安全保障機構というものによつて使用されることもありましようし、あるいは双務的な安全保障

条約によつても使用せられる。しかしいずれにいたしましても、必要の最小限度にとどまるべきものであらうと思ふのであります。同時に、その程度のものでわが國においても必要だということが明らかであると思つておるのであります。この點におきまして、現在の基地に對しましては、やはり國民に對しまして十分な理解を得なければならぬ。わが國の安全のためにやはりこの基地を確保することは必要なことであるといふことを、よく國民に徹底せしめることが必要だと思ふのであります。この點今まで政府のとりました米軍基地に對する態度は、あまりにも消極的でありましたために、かえつて反米思想の醸成に利用せられ、悪用せられざることもなくはなかつたといふことを、私はおそれておるのであります。従つて今後におきましては防衛計画がはつきり確立せられると同時に、基地に對しましても必要最小限度の基地の予定ができなければならぬのじゃないか、そつして基地の設定に對しましては、國民に對して積極的な協力を仰ぐことが必要なのではないかと思ふのであります。かくすることによつて國民の防衛觀念もはつきり確立いたします。同時に米軍に對する不必要な反感もなくなる。またアメリカ軍自体も日本國民に對してよいことのないように反省をしなければならぬ。わが國といつたにしても、米軍に對して反省を要求するよいのではないか、かように私も基地の問題に對して考へておるのであります。この點に對して總理の御所見を伺いたいと思ふ。

○鳩山國務大臣 基地の設定または擴張につきましては、從來もわが方としては、わが國の防衛のために必要といふことを考へて米側と話し合ひを進めてきました。もちろんその通りでなければなりません。今後この點についてわが方の主張すべきことは十分に主張していきたいと思つております。またこの趣旨を國民に徹底させていくことが必要だといふことは、床次君と同じ考へを持っております。憂いを同じくしております。

○床次委員 最後伺いたいのであります。今この國防會議は、わが國の防衛上きつめて重要な役割を有する機關であると思つておるのであります。現在防衛庁設置法によつてこの會議が設けられることになつておるのであります。その性質が重大であります。國係上、たとえば政治優先といふ立場を確保する、また、將來絕對に平和を守るといふ見地から申しましても、この國防會議なるものは、憲法の改正が行われず際におきましては、むしろ憲法の中にこつういふことを規定いたしまして、わが國民の平和を確保する必要があるのじゃないかと思ふ。その他、自衛隊の問題に關しまして、將來におきましては、その指揮命令系、昔の言葉で申しますれば統帥といふようなことも、わが國の政治優先を確保する意味におきまして、また絶対に戦争をしないといふことを明らかにする意味におきまして、非常に大切なことであるのではないかと思ふのであります。繰り返して申します。現在國防會議は防衛庁法規によつてできておるのであります。將來はもつと慎重な手続において、あるいは憲法改正等の際におきましては憲法等

において、當然考慮すべきほどの重要な事柄ではないかと思ふのであります。この點に關する總理の御所見を伺いたいと思ふ。

○鳩山國務大臣 床次君の言われる通りに、憲法改正に當りましては、もちろんこの點を重視いたしまして研究していきたいと思ふます。國防會議に關する規定を憲法に取り入れるかどうかは、憲法調査會に検討してもらいたいと思つております。自衛隊に對する指揮監督につきましては、政治優先の原則を確立していかなければならぬのは當然であります。従つて最高指揮權は、國會に對して責任を負う内閣が持つべきであらうと思つております。

○山本委員長 次に稲村君。

○稲村委員 私は總理大臣にアメリカ軍撤退の時期と條件についてお聞きしたいと思ふのです。アメリカ軍は、日本が防衛をある点までできれば撤退するといつてゐるのですが、それはいつごろであるか、どういふ條件のもとに撤退するのか、そのことをお聞きしたいと思ふ。

○鳩山國務大臣 アメリカ軍の撤退する時期は、日本の防衛が漸次整備してきたときにくだと思ふますけれども、具體的な撤退の時期は、防衛が整備せられた後に、アメリカと相談をしてきめることにならうと思ふます。

○稲村委員 これは外務大臣にお聞きしたいのですが、安保条約第一條の中に、米陸軍は極東における國際平和と安全に寄与するために使用することができるとあるのです。結局米國駐留軍は、極東全体に對する戰略準備のために駐留してゐると思ふのです。日本だけの防衛のためじゃないのです。そこで、米國は日本が極東における戰略準備に任せられるだけの能力を持つに至つたときに、初めてアメリカ軍を完全に撤退させるものであると考へるのですが、その点はいかがですか。

○重光國務大臣 米國軍の撤退の時期は、むしろ米國軍が駐留をする必要のなくなつたときに判斷せられることだと考へます。従いまして、日本の自衛軍の充實及び極東の國際情勢をも考へた上で、こつ考へます。

○稲村委員 それで日本軍が日本の自衛ばかりじゃない、つまり安保条約第一條の中にある極東における國際の平和と安全に寄与するために使用するこつができる、このアメリカ駐留軍にかつて、日本が極東における戰略準備軍としての任務を果し得るようになつて初めて撤退する、こつういふことになつてゐるわけですか。

○重光國務大臣 私は日本の自衛軍は日本の自衛のために設けられ、充實され、強化されるものだと思つております。そつでありますから、アメリカ軍の撤退は日本の自衛軍の充實といふことが一つの目安になることは當然だと思ふます。しかしこゝに極東における國際情勢の緊張緩和といふこともさらさら考へなければならぬ、こつ申し上げておるわけでございます。

○稲村委員 それなら、あなたが去年渡米されたときにだいい問題になり、むしろこれはあなたも否定されたしアメリカ當局も否定されたのですが、しかし西太平洋の安全に寄与するといふことをあなたは言われた。それからダレス氏もこの間おいでになつて、日本の西太平洋の戰略的な寄与といふ言葉を使つたといふ問題になつたわけ

す。しかしそれはあとで海外派兵を意味するかといったところがそれを否定されたわけであり、結局極東におけるアメリカ軍にかわって、日本が極東の安全に寄与するとニューヨーク・タイムスなんかは解釈するのは当然であつて、これは海外派兵をも認めたのだ、こういうふうにとるのは当然だと思ふのですが、その点に對しまして外務大臣の意見をお聞きしたいのです。

○重光國務大臣 その点につきましては、私渡米直後にいろいろ国会においても御質問がございましたので、詳細かつ的確にお答えをいたしております。それでさらに繰り返して申し上げます。日本の自衛軍は、今も申し上げました通りに、日本の自衛のためにできておる、この解釈すべきであり、私はその解釈しておるのであります。従いまして海外派兵といふことは問題が起りもしませんし、また今日起つてはいないのをごさいます。そこで日本が日本の自衛を全うすることになれば、これはおのずから極東、西太平洋方面における平和と安定に寄与するといふことに當然な参ります。海外出兵などぞをしなくても当然そうなつて参ります。それが大きな平和に對する寄与であつて、日本としてはまず自分から自衛の道を講ずるといふことも必要であるといふのが今日の段階である、この考へるわけでございます。そこで極東における國際の平和と安全の維持に寄与する、その通りでございます。

それはここで米國軍が直接寄与する、こういうことになっております。日本は自衛を強化していく、自衛軍を増強していくといふ義務を持つておるわけであり、

○稲村委員 もう一つ外務大臣にお尋ねしたいのですが、これは産經時事の三月二十一日の記事です。外相が渡米のときダレス氏と会談した際にダレスが、もともと安保条約は暫定的なものであり、いずれ改訂すべきものであると述べた、こゝに於いておるのです。その際あなたは防衛計画を持つておいでになつて、この安全保障条約を双務的な条約に改訂してもらいたいといふ話をしたといふことが、新聞に出ておるのですが、そういう事実があるかどうか、お尋ねしたい。

○重光國務大臣 その通りの事実があつたと申し上げるわけには参りません。しかし安保条約、これに基く行政協定、これらが戦後における日本の独立完成の産物であるといふこともまた争ひ得ないことでございます。従いまして暫定的といふような觀念で出ておることも事実でございます。それでありますから、これらの問題は將來日本が十分に独立を完成していつた後において、これを改訂をいたしたい、こゝういふ氣持はあつたのでござい

ます。しかしさういふことに對する具體的の話はございせん。○稲村委員 今度は總理大臣に聞きたいのです。これは見解の相違かもしれません、私どもは今日日本がかような膨大な自衛軍を作るといふことは、これは非常に財政上の困難から日本の再建はほとんど不可能だと思ふのです。それを無理して今の政府は自衛隊を作つておる。自衛隊をある点まで完成すればアメリカ軍が撤退する、日本にはほんとうの独立の軍隊ができて、さうして日本の主權も守られて、日本はほんとうの独立国家になる、こゝういふ

見解を總理大臣はとつておられるようですけれども、しかし私はそれは非常な間違つた觀念に立つておると思ふのです。そこでアメリカの戰略態勢の問題になります、これはよほどみんなが冷静にもう一度過去を考へる必要があると思ふ。軍隊といふものはむろん防衛のための軍隊である。どこでもそうなんです。それは初めから侵略のための軍隊を作る者はだれもいないわけなんです。ただ防衛の目標をどこに置くかといふこと、それが非常に大きな問題になる。むろん日本の防衛はアメリカやイギリスを目標に自衛隊を作り、再軍備をするわけじゃない。かつて日本の海軍はアメリカ、陸軍はソ連を仮想敵國として、さうして日本の軍國主義が破綻したことは總理大臣も御存じの通りだと思ふ。そこで非常に考へなければならぬことは、今日の國際情勢の分析であります。これはだれでも知つておる戰略であります。私は日本は今米ソの両方の戰略の立場をこゝ常識的に検討して——私は軍事専門家がじゃないから軍事専門家のやうなことを言うのじゃないのです。もちろん首相も軍事専門家であるはずはない。しかし政治家は——總理大臣は大局を把握して、その立場から防衛とか軍備とかいふものを決定する必要があると思ふのです。そこで米ソの戰略の問題ですが、私はソ連あるいはアメリカに對して冷靜な判斷からこれを考へる必要があると思ふ。朝鮮事案であつていざこざがあつてから、日本の再軍備は問題になつたわけですが、しかし、それじゃアメリカとソ連のどちらが攻撃的な態勢をとり得るかといふ問題なんです。もし第三次大戦があつた場合に——あるいは第三次大戦ならざるとも極東における局地戦争でもさうですが、私は今日の戦力からいって、ソ連はそのイニシアチブをとることができないと思ふ。かりにアメリカの鉄の生産を見ても、一億数千万トンであり、それに西歐側を加えれば大へんな数になる。それから石油だつてむろんアメリカ並びに西歐の方が何倍も上です。ソ連は、共產黨があつたところ、近代工業を持つておる國はチエコスロバキアくらいのもので、中共は問題にならない。たとへば鉄の生産でも年周四千五百万トン、石油は問題にならない。さういふときにおいて積極的な攻撃の態勢をとれないのです。それは独ソ戦においても同じです。それだからソ連は防衛の態勢をとらざるを得ないのです。今日戦争の勝敗を決定するものは何といつても物量ですが、その物量においては問題にならない。そこでソ連は、その欠点を補うためにジェット機とかあるいは無線誘導弾に全力を注いで、わずかに西歐側と均衡を保つておるのが現状だと思ふのです。そこで私は、ソ連は積極的な攻撃の態勢をとれないと思ふ。つたら負けますから……。そこで守勢の態勢をとつておる。守勢ならばある程度まで守り得る、對等の戦争ができるかもしれない、こゝういふ立場だと思ふ。そこで私は、ソ連から日本を侵略するとかあるいは積極的な攻撃をするといふふうなことはなかつたと思ふのです。さういふ場合において、日本が今アメリカの極東戰略の一部として再軍備をするといふことは非常に危険なんです。いかに首相が自衛軍であると弁明しても、それは弁

明にならぬ。まず私は、さういふ立場から、一体日本では近い將來に独立した海軍ができるかどうか、それから守るに足るだけのジェット戦闘機ができるかどうか、これを總理大臣にお聞きしたいのです。

○鳩山國務大臣 私は、あなたと根本の理想において少し違ふようです。ソ連が戦う意思は、戦争を始める意思は絶対にないといふことが確実ならば、非常にうれいことだと思ひますけれども、戦争といふものはいつでも始まらないと思つたときに始まるものなんです。それでですから、始まらない間に始まることを予想して、日本としては相當の經濟と——あなたの御心配になつておる言葉をかりて言へば、經濟と見合ひ自衛軍を持つておるといふことが、平和に貢獻するゆゑんだと私は考へるのです。經濟と見合ひ自衛軍を持つたない、自衛軍は一つも持たなくても世界の平和は確実だといふやうな保障は、どうしても私は考へられないのです。それでやむを得ず經濟と見合ひといふか、自衛のための最小限度といふ言葉を使ひか、あるいは急迫不正の侵略に對する應急の施設と言ひか、さういふ最小限度の自衛隊を持つておきたいといふ考へをしておるのです。

○稲村委員 私は、日本が真に獨立の行動ができる空軍、海軍を持つことが出来るかといふこと、日本は地上軍だけで独自で防衛できる力を持ってないから、それをお聞きしているのです。この間ジェット機を製作したさうですが、一台で費用はどれだけかかつているのですか、それを防衛庁長官に聞きたい。

ましても、練習機、実用機、それからまたそれよりも大きなもの、それぞれ機種によりまして違いますが、一億数千万かかることは事実であります。先ほど稲村委員の御質問の中に、日本独力で海軍、空軍というようなもの、しかも日本の自衛のために必要な海軍、空軍を持ち得るかということがございましたが、これは総理大臣の今御答弁になりましたように、われわれといたしましては、国力と国情に相應する陸海空の自衛隊を整備したい、現在のようないの防衛費を負担するということは、決して国民生活を脅威するものではない、かように私は考えます。

○稲村委員 今の防衛庁長官のお答えでもわかる通り、日本では、日本独自で外国の侵略から守ることのできる空軍は当分作れないのです。経済問題からいっても、われわれの生きている間はおそらくむずかしいかもしれぬ。むしろ航空母艦なんかできやしません。そうすれば、結局日本の地上部隊というものは、アメリカ戦略の一部にならざるを得ないのです。ここに危険があるのです。よく反米と言うが、私個人のみにらず、社会党は絶対に反米ではありません。これは公平に見てやらなければいけませんよ。(親ソか)と呼ぶ者あり)親ソでなんか絶対にありませんよ。(笑聲)現在アメリカは日本の地上部隊を急いでいるのです。海軍は急いでおられない。急いだところでそれはなかなかできないのです。だから地上部隊だけ完成させることを急いでいるわけなんです。こんなことは、あなた方はすぐ知らぬとおっしゃるが、小学生だってたれたって知つてい

ることです。たとえばアメリカの戦略は、かりに局地戦、朝鮮事案のようなことがもう一度起きた場合に、中共を徹底的に空爆でやつつけようと、これははつきりしているのです。またそれは可能である。しかし、航空母艦からの徹底的な原爆攻撃ではだめですから、どうしても地上部隊の援護が必要なんです。爆撃機一つ動かしたって、動かすのは少数でできるかもしれないが、動かすためには整備員その他相当の人数が必要。大型爆撃機一機動かすためにはおそらく百人くらいの人が必要でしょう。そうすれば中共を一挙にして屈服せしめることができます。アメリカの力をもつてしては、それにはどうしても地上部隊の援護がなければならぬのです。そこでアメリカの雑誌なんか書いてある通りに、巷間伝えられているような三万ないし四十万という地上部隊が必要だということになってくるわけです。日本の地上部隊を増強させることは、アメリカは極東の安全と平和に寄与するため日本に駐留していると言っているが、中共との局地戦でも起きた場合においては、日本の地上部隊というものはアメリカの戦略の一部として動かざるを得ないような結果になるのです。地上部隊の増強ということは、アメリカが中共に対する空爆をする客観的情勢がで

きる、そういう場合非常に危険なんです。そういうことはないとあなた方おっしゃるだらうけれども、それを一番われわれは心配するのです。だから当分空軍も海軍も充実できない日本が、地上部隊だけ増強する、海空軍はそう急いでおられない——現にこの間来朝されたウェイトランド米戦略空軍司令

官も、日本の空軍は当分できないから、日本には十五年ぐらいはアメリカ軍は駐留しなければならぬと言っておる。地上部隊も四万ぐらいの地上部隊を撤退させるだけの話であつて、海空軍は相変らず駐留するのです。そうしてアメリカの戦略の一部として日本の軍隊が極東の事変に利用されるということ、私は、私は日本を非常に危険な道へ追いやると思う。そういう点に対して総理大臣はどうお考えですか。日本の防衛になりませんよ、地上部隊の増強は。

○鳩山國務大臣 先刻申しました通り、日本は、日本の経済と見合ひまして、日本を守るだけの最小限度の自衛隊を作りたいうににとどまつております。アメリカと協力をして、日本が何かアメリカの戦争に巻き込まれるというような防衛をするわけではございません。

○稲村委員 時間がありませんから、私はこれで終ります。

○山本委員長 次に井手君。

○井手委員 私は総理大臣に対して、ただいま稲村委員に対して経済に見合ひ自衛力を作るんだという点を強調されましたが、その経済に見合ひ自衛力の計画についてお尋ねしたいのであります。

防衛庁長官の答弁によりますと、国防会議ができましたれば、まず国力に相應した防衛計画を立てるということをおっしゃっておりますが、総理もさううにお考えでございませうか。

○鳩山國務大臣 そうです。

○井手委員 この防衛六カ年計画、すなわち地上十八万、海上十二万トン、航空機千三百という防衛庁の六カ年計画

面試案というものは、総理は御承知でございませうか。

○鳩山國務大臣 防衛庁の試案でありまして、きまつたわけではございません。

○井手委員 よく聞きとれませんが、その試案は御承知でございませうか、防衛庁の試案でございませうか。

○鳩山國務大臣 詳しいことは存じませんが、大体知っております。

○井手委員 その六カ年計画の試案が相当膨大な経費を要することは、おそろしく御承知であらうと思つております。当委員会でも答弁があつたように、この六カ年計画を達成するには八千三百億円を要するということは、大體その数字は御承知でございませうか。六カ年計画を御承知であるならば、経費の点もおそろしく御存じになつていなくてはならぬと私は思つておりますが、いかがでございませう。詳しいことは聞きません。

○鳩山國務大臣 詳しいことは聞いておりませんが、しかし先刻防衛庁長官が申しましたように、日本の収入の二〇程度のもので国防費に使うことはできるといふようなことを申したと聞きまして、その程度をこゆるものは、日本としては実施に移すことはなかなかできないだらうと考えております。

○井手委員 六カ年計画にいう地上十八万、海上十二万トン、航空機千三百、これだけの試案の目標を達成するには膨大な費用を要することは総理は御承知でございませうか。

○鳩山國務大臣 相当大きな費用がかかるということとは想像ができます。

○井手委員 最近の新聞によりますと、アメリカから来るはずの対潜機などの兵器が予定通り入っていない。ま

たジェット機や地上兵器の国内生産も始めなくてはならぬ。従つて防衛六カ年計画の試案による費用がさらに増大するであらうという新聞の報道や防衛庁内部のお話をお聞きになつたことがございませうか。

○鳩山國務大臣 私からでなく、船田君から……

○井手委員 私は総理に聞いております。本日は特に総理に出席を願つておるのであります。国防会議がいよいよできますれば、総理、あなたは国防会議の主宰者として国力に相應した国防計画をまづお立てにならなければならぬ人でありませう。従つてこの程度のことは御存じにならなくてはならぬと思ひますから、総理みづから御答弁を願ひたい。

○鳩山國務大臣 国防会議が成立しましたならば知ることになります。ただいままだできておりません。

○井手委員 そんなにばかげた話は聞きません。そういう重要な任務を持つておる国防会議、その法案をあなたは御提出になつておる。しかも現在は防衛庁を指揮監督する立場におありになる。それが現在には知らないなどとおっしゃることは、とてもない話です。

そこで續いてお尋ねをいたします。先刻も申しますように、六カ年計画の試案を達成するには、当初の計画によつても八千三百億円が必要であるところから先刻総理が御答弁になりました経済力に應じたいわゆる国民所得の二・二〇の問題、あなたのお作りになつた経済五カ年計画によりますとやや違つて参るのであります。私は数字をお尋ねします前にまずお聞きしておきたいことは、総理は、防衛庁が持つ

ておる防衛六カ年計画の試案を三十五年度までに達成する——今の国力に應じてです、達成するお見込みをお持ちでございましょうか、その点をまずお伺いいたします。

○鳩山国務大臣 防衛六カ年計画は、国防会議で財政経済当局の意見を聞きまして、そうして経済力と見合いの上調整していくわけです。

○井手委員 それではほかの方面からお聞きいたします。あなたのきめられた、本会議や予算委員会で強調された経済五カ年計画、あの計画によりますと、今後五カ年間の一カ年の予算総額一兆一千三百二十億圓、その中に防衛費を含めたその他の項において、一カ年平均が四千四百六十七億圓になっておるのであります。社会、厚生、文教、あるいは公共事業関係、地方財政関係、その他の他の項において、防衛費は、その他の他の項において、農業保険費、予備費、対外支払い、そういったその他の項の中に防衛費の費用が含まれておりますが、その最高度の一兆一千三百二十億圓の予算を組んだ場合における防衛費などの費用は四千四百六十七億圓になっておるのであります。このあなたの金料玉条となさつておる、一枚看板のようになさつておる経済五カ年計画によりましては、三十一年度より数百億圓も防衛費がふえる余地はないのであります。ところが一方防衛六カ年計画によりまして、かにジェット機の国内生産などは別といたしまして、八千三百億圓を一応仮定いたしますならば、今後毎年六百億圓から七百億圓よけに組まなくては防衛六カ年計画の達成は困難であります。防衛支出金は別にいたしまして、

毎年今後二千億圓近く——よくお聞き願いたい。大事な点であります。総理が強調されておる国力に應じた防衛計画の一番肝心な点でございまして、お聞きを願いたい。毎年二千億圓近くの防衛費をかけなくては防衛六カ年計画の防衛費の試案は達成できないのであります。おそろくこの試案は国防会議にかけられるのであります。先刻あなたは国民所得の二・二％とおっしゃった。国民所得は毎年ふえることに経済五カ年計画はなっておりますのであります。最終年度の三十五年度には八兆圓、その二・二％に対して防衛費の最高限度は千七百億圓だと、あなたの内閣の高橋総長官はおっしゃつておる。あなたもおっしゃつておる。最終年度の最高の国民所得の場合において、最高の防衛費の限度は千七百億圓、しかるに一方防衛六カ年計画によりますと、今後毎年六百億圓前後の費用をふやして、二千億圓近くの費用にならなくては、防衛費の考へておる六カ年計画の達成は困難であります。この点はいかがでありますか。

○鳩山国務大臣 私は先刻申し上げたような工合に、日本の経済と見合いをしていきまして、自衛の設備をしていききたいと思つておるのであります。それ以上きましてはおりません。

○井手委員 あなたが非常に御心配になつておる国力に相応した点についてお尋ねをいたしておるのであります。何も一々ささいな問題を御尋ねしておるのではございせん。経済関係といわゆる国力に應じた防衛計画、政府が考へられておる経済五カ年計画と防衛六カ年計画の達成は困難であります。これがこんなに食い違つておるではございせんか。そこを総理は知らずしてどうなさるのですか。私は国力に應じたものを国防会議できめまして、そんな話ではたれも承知いたしません。その国力に應じた国防計画、防衛計画、この数字が一番肝心ではございせんか。もう少し具体的に御答へ願いたい。

○鳩山国務大臣 これは防衛六カ年計画の試案ができて、大蔵省からもそれに対する案ができて、これを調整していくのが私の務めだと思つております。

○井手委員 もう大体案はできておるから私はお尋ねしておるのであります。いやしくも国会に対して政府は経済五カ年計画を立て、この計画に基いて予算を編成いたしましたと答へなされておる。間違ひないはずであります。一方防衛六カ年計画においては、試案ではありまして、工合が悪いから試案とおっしゃつておられますが、すでにその試案をもつてアメリカに交渉されておる。それによつて防衛費は逐次計画を増強されていくことは、防衛六カ年計画の長官しばしば御答へなさつておるところであります。すでに国会に出されたこの計画に対して、それをほおかぶりして、あとで国防会議がききましたならば、国力に應じた計画を立てまして、うなどとおっしゃつても、私はそれでは納得できません。現にあなたは、先刻申しましたように、防衛費を指揮監督するいわば総大将ではございせんか。そのくらの数字がわからないでどういたします。

○鳩山国務大臣 防衛六カ年計画は、まだ年次計画といふものではできていないのです。年次計画ができてからそれを調整していくのが私の任務だと思ひます。それ以上の答へはできません。

○井手委員 もちろん年次計画ができていないことは——経済五カ年計画においても防衛六カ年計画においても、かりにできておつても、できていないというものを私は当局から承わつておるのであります。従つて私はこの際この年次計画を承わつておるのでございせん。そのトータルを、結果を私は承わつておるのであります。何年に防衛六カ年計画を達成するには八千何百億圓の経費が要するというのを防衛六カ年計画の試案ができておる。一方経済五カ年計画においては、国民所得が最高度にふえる最終年度の三十五年度において、防衛費の限度は防衛支出金を加えて千七百億圓だと強調されておる。この食い違ひをどのようにお考えになつておるか。現に出ておるものではございせんか。どつちの計画もそんなでたらめなことを国会に説明なさつても、私はそんなことは聞きたくはございせん。これはどまの数字の食い違ひをどのように総理はお考えになつておるのか。

○鳩山国務大臣 防衛六カ年計画と経済五カ年計画と、この間を調整していくより仕方がないと思ひます。

○井手委員 経済五カ年計画によりまして、あなたが常々強調なさつておる民生安定の費用、それから公共事業、地方財政、そのほかに対外支払いとか、防衛費関係などというその他の項の四つに分れておるのであります。もし防衛六カ年計画の試案、陸上十八万を達成なさうとするならば、内政は極度に圧迫しなくちゃならぬという経済五カ年計画が出ておるのであります。この経済五カ年計画はさほどずさんなものであるとは私は考えません。この防衛六カ年計画はまだ正式にはこちらに示してはありませんが、経済五カ年計画はすでに示されておる。この経済五カ年計画によりまして、防衛計画はとりて六カ年、七カ年、八カ年ではできないのであります。この食い違ひができました以上、防衛計画は根本的に修正するか、あるいは十五カ年計画くらいにお直しになる必要があるかと私は思ふのであります。この点については数字が明らかになつておるから、一つ具体的に明確にお答へ願いたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 とにかく防衛六カ年計画といふものが提出されなければ、調整の方法はございせん。ただいまどういふように調整するかといふことは、私には現在ではできません。

○井手委員 そういたしますと、国力に相応した防衛計画といふことになりまして、総理いかがでございせん。やはり経済五カ年計画——すでに確信を持つて国会に出された経済五カ年計画が主體になると私は考へるのでございせんが、いかがでございせん。

○鳩山国務大臣 これはやはり経済五カ年計画の責任者と防衛六カ年計画の責任者と話し合つて、そうして調整していくよりほかには方法はないと思ひます。

二%の増加、それによつて三十五年度には国民所得総計八兆円が予定されておるのであります。この詳細な基礎の上に立つた五カ年計画を、防衛庁と話し合つて中間をとるといふことがあり得るでしょうか。国力といふものは、そんなふうにどうにでもなるものでしょうか。

○鳩山国務大臣 今あなたのおっしゃつたのも、きまつておるわけじゃないのです。

○井手委員 それは御存じでしょう、あなたはこれに基いて三十一年度の予算を編成されたはずだ。そのように言明をされておられます。ただ今後のことですから若干の移動はあるかもしれませんけれども、政府の現在見通し得る計画としては、これ以上のものはないはずであります。この国力と防衛庁が持つてこようとする六カ年計画と調整しようとする場合に、歩み寄りというものができるのですか、（「それは試験だ」と呼ぶ者あり）それをまずお聞きしたい。

○鳩山国務大臣 ただいまそこで問答がありました通りに、その案といふものは防衛庁の試案でありまして、確定してないのです。

○石橋（政）委員 私ちよつと関連してお尋ねしたいと思ひますが、現在の日本の国防の基本方針といふものについて質問した際に、船田長官は国力、国情に相応する最小限度の防衛力を整備して米軍の撤退を期する、その段階までは日米共同の防衛体制をとる、これが現在の日本の国防の基本方針だといふことを御説明なさつておるわけなんです。その基本方針に基いて、防衛庁では六カ年計画といふものが策定さ

れておると私は思ひます。総理はこれから調整するんだとか、話し合いをするんだとかおっしゃいますけれども、では防衛庁の六カ年計画といふのは、日本の国情を無視して策定されておるとあなたはおっしゃるのですか。経済企画庁で作られた現在の経済六カ年計画と関係なしに、こういう試案が防衛庁で勝手にできたとおあなたはおっしゃるのですか、その点御答弁願ひます。

○鳩山国務大臣 これは防衛長官から答弁いたします、私のあれでないものですから。

○船田国務大臣 防衛庁の試案を経済五カ年計画といかに調整するかといふことにつきましては、これは防衛庁の試案を達成するためには、その前提として米軍から相当な供与を受けなければなりません。ことに初度の調介に属するものは、兵器にいたしましてもあるいは艦船、飛行機等、相当米軍の供与に待たなければならぬものがございます。従ひましてしほばこの委員会においても申し上げておりますように、三十五年度において達成すべき最終目標につきまして、飛行機の機種、艦船、数量等について全体の数字は申し上げてありますけれども、それをいかに区分けするかといふことについてはまだきまつておりませんし、また年次計画ができておりませんので、そこらの検討は今後十分検討し、ことに国防会議が設けられましたならば、あらゆる資料をそろへまして、十分これらの検討を具体的にやつて参りたい、かようになつておるのであります。この経済五カ年計画の中においてこれを十分調整するように——それは

先ほど来総理大臣が御答弁になつておるうちに調整をしていただく、こういうことになつております。

○石橋（政）委員 時間がありませんから端的に質問しますが、経済五カ年計画と関連なしにあなたの方で防衛六カ年計画を作つたとおっしゃるのですか。

○船田国務大臣 大体防衛関係の費用を、国民所得の二%強といふところに目安を置いて考へておるわけでございます。

○石橋（政）委員 すると十分に経済五カ年計画といふものを勘案して、これとの調整を行いつつ防衛計画は作つたといふことになりはしませんか。

○船田国務大臣 一応考へてはおりますけれども、それをいかに調整するかといふことは今後の問題でございます。今後年次計画または先ほど申し上げましたように、米軍側からの供与といふことも勘案いたしまして十分に調整をして参りたい、かように考へます。

○石橋（政）委員 ちよつとおかしいと思ひます。国防の基本方針は何かと言われれば、あなたははつきり言うでしよう、国力、国状に相応する最小限度の防衛力を整備することだ。国力とは何ぞやですよ。そういうりっぱな経済計画ができておる、それを無視してあなたの方で勝手に防衛計画を作つて、国力を勘案したといふことが言われますか。それでは国防の基本方針と防衛計画との間に、ずれができるではありませんか。そこを、矛盾があるとお考へになりませんか。

それから重光外務大臣にちよつと尋ねますが、そういう総理や船田長官が言うようなあいまいな防衛計画であるならば、なぜそんなものをアメリ

カにあなたは説明なさるのであるのか。昨年あなたがアメリカに出かけていつてダレスさんと会談をやつた。そのあとで共同声明を発表しておりますが、その共同声明の中に、明らかに外務大臣は、日本の防衛当局によつて最近策定された防衛増強に関する計画を説明したと発表しておる。今論議されておるようなあいまいなものなら、国会のわれわれに対しても自信を持つて説明できない。今から調整を必要とするといふようなあいまいなものを、なぜそれでは外国に発表なさるのであるか。あなたの言うことは矛盾しておりますよ。

○重光国務大臣 その点は少しも矛盾はいたしておらないのであります。私は渡米をいたしましたときに、日米関係の基本問題についていろいろ話をしました。日本側では、日本の国防につきましては、安保条約に基いて十分に自衛軍備といふものを増強するといふ考え方を持つておる、国防当局はその決意を持つておるといふことを私は十分に向うに伝へたのであります。そのために国防当局においては将来増強をする計画を持つておる、こういつてそれを説明したのであります。しかしこれは繰り返して私がその当時国会にも報告いたしております通り、私が持つていた計画といふのは大よそのところであつて、そのときにはまだそう詳しくいことはむろんできておりません。大よそのことであつて、地上軍備もこれぐらいに増すつもりであるといふことを説明したのであります。それによつて日本の国防に対する意向、誠意といふものを十分に向うに反映させて、日米の関係をよく密接にするといふことに努力をいたしたのでございます。

○船田国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、経済五カ年計画と防衛庁の試案とを具体的にいかに調整するかといふことは、十分今後検討を加えてやつて参りたいと思ひます。しかしながら先ほど申し上げましたように、初度調介に属しますものはアメリカの供与に待つものがございますから、それらを十分具体的に検討した上でないと年次計画も立ちません。また最終の目標を達成するにつぎましても、機種、艦船の種類、そういうものにつぎまして今後十分検討を加えた上で、先ほど来申し上げておるうちに、国力、国情に相応する自衛体制を整備するといふことに努力をして参りたいと思ひます。

○石橋（政）委員 関連ですからこの一点だけ明確にお答え願ひます。それさないようによつて御答弁願ひたいのです。それではこの防衛六カ年計画を作るとき、この国力を勘案するといふ点は、一体何を勘案されたのですか。国民所得の約二・二%といふ数字にしたつて、それを基にき出すためには、経済五カ年計画を基礎にしなければできないでしよう。あなたが六カ年計画を作られたときに、しからば国力といふものはどういふふうに勘案されたのか、それだけ御答弁願ひます。

○船田国務大臣 大体国民所得の二%強といふことにごさひまして「二・二%」といふことに固定しておるわけではございません。二%強といふことで勘案をいたしたわけでございます。

○石橋（政）委員 その国民所得はどこから持つてきたのですか。

○船田国務大臣 国民所得は、もちろん経済企画庁において作られたものを

基礎としておるわけでございます。

○井手委員 それでは総理に続けてお尋ねいたしますが、その前に若干防衛庁長官にお尋ねをいたします。

ただいま国民所得のことをお答えになりましたが、三十五年度には、先刻も申しましたが、経済五カ年計画では八兆円の国民所得を予定されておるのである。二〇強になりますれば一千七百億円。これは防衛六カ年計画の最終年度に当る年でありまして、ところがあなたの方で計画されておる試算によりまして、修正は別にいたしまして、八千三百億円のうちから昭和三十一年度、三十二年度の二カ年分のきまつた予算、使った費用を差し引きしますと、今後六千四百三十億円の費用がかかるのであります。それを四カ年で割って参りますと、防衛支出金の点をも考えますならば、二千億円近くの金がかかることは、これは聞いただけでもわかるはずであります。経済五カ年計画によりまして、毎年所得がふえることは計算済みであります。その経済五カ年計画では、ただいま私の簡単な説明だけでも、防衛六カ年計画はとうてい達成できないはずであります。その点は長官はお認めになりますか。

○船田国務大臣 それは先ほど来申し上げておりますように、米軍側の供与兵器、艦船、飛行機等の具体的な検討を加えないと、はつきりしたことは申し上げられませんが、従って年次計画も、今のところはまだ立たない、こういうことでございますが、方針としては、どこまでも国民の所得に見合ひ、国力に相応する最小限度の自衛体制を整備するというにいたしております。

て参る方針でございまして、それを経済企画庁において立てられました経済五カ年計画の中でいかに調整するかというところは、今後十分検討をして、その中で調整をするようにして参りたいと考えております。

○井手委員 あなたがおっしゃって供与分でありまして、それは新聞の報道によりまして、予定通り入らないと書いてある。せつかくの御答弁でありますけれども、むしろマイナスの面でございます。

そこで、総理も大体今までの質疑応答でおわかりだろうと存じますが、経済五カ年計画と防衛六カ年計画の試算とはだいぶ食い違いがあるものであります。総理は先刻、両方話し合つて歩み寄るとおっしゃいましたが、経済五カ年計画が防衛六カ年計画に歩み寄る余地はないと思ひますが、歩み寄る余地がございまいしょうか。調整する余地がございまいしょうか。すなわち言いかえしますならば、国民所得をうんとふやすとか、そうでないならば内政費をうんと圧縮するといふふうにして、防衛六カ年計画と調整なさる御意思でございまいしょうか。これは国防会議の主宰者となられる総理の重大な責任でございまして、あなた自身が調整せられなければならぬ立場でございまして、特にお尋ねをいたします。

○鳩山国務大臣 私は先刻申しました通り、日本の国防計画は日本の経済と見合せて立てていかなくてはならぬという考え方をしておりますので、国防会議においては、そういう方針において調整をして参りたいと思つております。

○井手委員 そういたしますと、政府

の策定した五カ年計画によりまして、ば、いかに甘く見ましても、防衛庁が立てておる六カ年計画の試算は、どうしても六カ年では達成できないのであります。これはだれが見てもわかるはずであります。従つてあなたが指揮監督なさつておる防衛庁の試算である防衛六カ年計画は、当然修正されるか、十カ年計画、十五カ年計画に変更されねばならぬと私は存じますが、いかがでございまいしょう。

○鳩山国務大臣 先刻船田長官も説明しております通りに、アメリカの供与によつて防衛の完成ができるわけでありまして、それが確定してないときに、日本の防衛計画といふものが具体的にきまるはずはないと思ふのであります。

○井手委員 総理はよく質問をお聞き願つてから御答弁をいただきたいと思ふ。防衛庁はアメリカの供与兵器を計画に入れて防衛六カ年計画を立てておるのであります。その予定に入れたアメリカの兵器が、予定通りに入らないというのを防衛庁は発表しておる。新聞は報道しておるのであります。入らなければならぬおさら日本の防衛費はふえるでございまいせんか。防衛六カ年計画を達成するにはふえるでございまいせんか。もう少しはつきり納得できる。立場は違ひますけれども、悪い点は悪い、違ひなら違ひ、その点をはつきりしてもらいたい。これだけ数字をあげて私は聞いておりますから、具体的に御答弁を願ひたいのであります。

○鳩山国務大臣 私は大体において日本の経済と見合ひをして調整をしていくという以外には答弁のしようがございまいせん。

○井手委員 そんな答弁でよろしいのですか。鳩山さん、あなたは友愛精神とか盛んにおっしゃっておりますが、いやしくも国会に対してそんな答弁でお済ませになるおつもりでございまいしょうか。私はこれだけ詳細な資料をもつて、具体的な事実をあげて、しかも国会に責任を持って出された経済五カ年計画を基礎としてお尋ねをしておるのであります。数字がはつきりしておるものに対して、私はわかりません、そんな答弁で済むのですか。経済五カ年計画ではどうして防衛六カ年計画は達成できないというのを、私は数字をあげてお尋ねしておるのであります。

○鳩山国務大臣 防衛計画は、確定したものを私はまだ見ておりません。確定はまだしてないはずであります。

○井手委員 試案は御存じでしやう。

○鳩山国務大臣 試案は、詳しくは知りませんけれども、大体は知つております。

○井手委員 詳しくは知らないが、大體御承知になっておる。陸上十八万、飛行機千三百くらいは御存じなはずで

○鳩山国務大臣 そうです。

○井手委員 それならば、それに応じた経費が要することも御存じでございまいしやう。そのくらいがわからぬ総理ではないと思ふ。（「主管大臣がいらっしゃるよ」と呼ぶ者あり）防衛庁はあなたが総大将ですよ。経済五カ年計画でこのくらいしか達成できない、しかし防衛計画はこんなふうになっておる、この食い違いはどうしますか。防衛六カ年計画をもう少し延ばされるおつもりですか。私は数字をあげて聞いており

ますが、いかがですか、おぼろしになりますか。

○鳩山国務大臣 私は先刻申しました通り、日本の経済と見合せて国防計画を立てたいということを言つておるのであります。そういう方針で国防会議で決めていくのであります。

○井手委員 先刻も総理から御答弁がありました。いわゆる経済五カ年計画を中心として国防計画を立てておることは間違ひありませんか、念のためにお尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 日本の経済と見合して国防計画を立てたいということが私の希望であります。違ひありません。

○井手委員 国力が——先刻申しました経済五カ年計画でありますならば、これに見合ひない防衛計画といふものは、これは立て直さなくちゃならぬということになりまして、この点はおわかりでございまいしやうか。

○鳩山国務大臣 ……。

○井手委員 それではその点がおわかりでありますならば、八千数百億円を要する防衛六カ年計画の試算は、これは根本的に訂正しなくちゃならぬという結論になります。これはおわかりでしやう。

○鳩山国務大臣 その数字はまだきまつていないのです。

○井手委員 おかしいじやございまいせんか。それは端数はわからぬかもしれせんけれども、陸上十八万、海上十二万ト、飛行機千三百という数字は御存じだということをおっしゃつておる。それにはそれに應じた費用がかかることはわかつておるはずであります。八千数百億円の金がかかることはおわかり

のはずであります。それがわからぬで、防衛庁を指揮監督される地位にあられるとはおかしいじゃありませんか。その八千数百億圓が経済五カ年計画では達成できないということであれば、当然先にずっと延ばさなくちゃならぬわい、そういうことになることは私はおわかりであると思いますが、いかがでございますか。

○鳩山國務大臣 米國から供与される兵器もその中に入っておりますので、まだ数字はきまつていないはずがないのであります。

○井手委員　おかしいじやありませんか。新聞あるいは防衛庁からお聞きになったでしょう、新聞の報道もお読みでありましょう、お読みでありますか。予定通りアメリカの供与兵器が入らなないと書いてある、だから国内生産を急い
がせなくちゃならない、それでいろいろ防衛庁自身もその点を心配されておるのですよ、それがおわかりになりますか。

○船田國務大臣　アメリカからの供与に期待いたしております。艦船、飛行機あるいは火器類につきましては、それは一部新聞の報道にあります通りおくれておるものもございます。しかしながら多少の時期はおくれましても、順次訃画に從つて入つてきておるのでございますから、從つてこの防衛六カ年訃画を遂行する上におきまして非常な大きな支障がくるとは私今日考えておりません。しかし具體的にどういうものがどういう時期にくるかということは、今後十分米側とも検討を加へまして、そうしてこれらの問題を全部勘案をいたしまして適當なる案を作つて参りたい、かように考える次第でございます。

○井手委員　総理今お聞きの通り、アメリカの供与兵器は予定通り入っていないとおっしゃいました。おぐれておるとおっしゃいました。おぐれておることは予定通り入っていないということと同じことだ。予定よりも早く入るならばプラスの面がありましょ。しかし予定よりもおぐれておるとは、これはマイナスですよ。あなたがおっしゃっておる国力に相応した防衛計画は国防会議の一番肝心な点でございます。私はただいままでの答弁では絶対に納得いたしません。総理は明日もおいでになるそうですから、私はきよりはほかの質問者もお残っておりますのでこれ以上申し上げませんが、明日さらにあなたに対して質問を続行するつもりであります。どうか国力に相応した防衛計画という点について、数字をあげて私はあなたにあらためて追究をいたしたいと思っておりますので、十分御研究を願いたいと存じます。

○山本委員　次へ受田君。

格を出ないことになって、何ら特色ある機構としての權威を発揮することができないとお考えにならないか。あなた御自身はこの国防會議の構成法案に民間人を入れるかいなかによってずいぶん苦勞されて、結論を自分ではよく出さぬからというので、官房長官にもその意見を問われたようであります。最後にいなおうなしに押しつけられて、あなたは悲壯の決意で断を下されたということをお私は何っておるのです。この提出の理由と、あなたの御目解、民間人を入れて、もっと大きな立場から国民のあらゆる階層の代表の意見を聞くということをお考えにはならなかったのか、御意見を伺いたいと思っております。

○鳩山國務大臣　私は、インナー・キャビネットとあなたはおっしゃいました。が、インナー・キャビネットというより、うな制度は非常に巧妙な制度だと思ひまして、その方をとりました。

○受田委員　あなたは民間人を入れる

○**受田委員** 当時自由党は少数党です。多数党の民主党が出した案を少数党に曲げられた。その曲げられたものを、今回国会の意思を尊重するという意味でお出しになったということは、自民党の中の多数を制しておった民主党の總裁としては、まことに信念のない、ぐらぐらした総理であると断定せざるを得ない、かように考えます。御所見を願います。

○**鳩山國務大臣** 私はインナー・キャビネットの形は非常にいいと思います。た。

○**受田委員** 私はもう一つ、この国防会議の構成になる議員の諸君が、会議をやる際に秘密を保持しなければならぬという規定があるのですが、これには全く罰則が掲げてないのです。こういうところにも非常に大きな欠陥があると思うのですが、さよう心得てよろしゅうございますか。

○**鳩山國務大臣** 私は国防会議の構成を言ひたいしまして、罰則を昨らな

の中に航空機爆撃ということを含む地
念を考えておられる答弁が、はつきり
速記録に出ております。あなたはこれ
に対していかなる御見解をお持ちで
か。敵基地をたたくという中には航空
機による攻撃が入るかどうか。

○鳩山国務大臣 私に答弁いたしまし
たときには、それ以外にはわが国を冒
略する急迫不正の侵略をとめる方法が
ない場合においては敵基地をたたくこ
とができるという答弁をいたしまし
た。船田君もそういうような条件の假
合、つまり敵基地に飛んでいって敵基
地をたたく以外には、日本に来たる侵
略を防ぐ方法がない場合その方法をと
ろう、こういうのだと思います。

○受田委員 敵基地をたたく方法につ
いて、理論的な立場においても、飛行
機による爆撃ということがあり得るか
どうかということをお尋ねしておるや
けです。

○鳩山国務大臣 私はどうも戦争のこ

11. *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* were determined using a spectrophotometer (Shimadzu UV-1601) at 663 nm and 646 nm, respectively. The concentrations of *Chlorophyll a* and *Chlorophyll b* were calculated using the following equations:

た。これはきわめて明瞭なんです。速記録を讀めばはつきりわかるのです。つまりやむを得ず敵基地をたたく場合に、航空機に乗って爆撃してすぐ引き返すという場合にも、これは海外派兵ではないということを言うておる。さう了承してよろしゅうございますか。

○鳩山國務大臣 そうなると、どうもやはり私は仮定の質問だと思ふのです。

○受田委員 私の質問は、つまり敵基地をたたくたき方です。あなたはたき方はどういふことを考へておられますか。

○鳩山國務大臣 たき方については、私は具体的に答へができません。たき方につきましては、その場合によつて専門の人が考へることでありまして、私としてはどういふ方法があるか實際は知らないのですから御了承願ひます。

○受田委員 専門家の船田さんの御意見では、飛行機による爆撃が考へられておる。このことについて重光外務大臣にお尋ねしますが、国家の領土権が空にまで及んでおるのは国際法ではつきりしておるのです。敵の領空の中へこちらの飛行機に乗った搭乗者が攻撃を加へに行った場合に、これを海外派兵といふことができるかどうか、海外派兵の概念とあわせ御答へを願ひたいと思ひます。

○重光國務大臣 海外派兵といふことは、実は私は言つたことではないのでございしますが、海外派兵といふのは、自分の領土の陸以外の土地に海を越えていくならばそれはさういふことになりましょ。今領空の問題がありました

が、領空といふのは領土または領水の上空のことでありま。それで御承知を願ひます。

○受田委員 あなたの御答へによると、領域の上の空といふことになるわけです。これにはエア・スペース、空気のあつたところと空気のなかつたところがあるわけですね。これがあなたの御答へでは問題になると思ふのです。空気がない空は領空になるかならないかといふことになるのです。その議論は国際法上の学問的な非常にめんどりな議論になりますからやめますが、そこでお尋ねしたいことは、敵の領空の中へ日本の搭乗者のおる飛行機が爆撃に行つた場合に、それは海外派兵といへるかいなにかといふことを、眞珠灣攻撃の飛行機と空襲と同じやうな立場で私は今お尋ねしておる。

○重光國務大臣 今申した外国の領空に飛行機を出すといふことは、日本領土以外に飛行機が行くといふことに違ひはございせん。

○受田委員 日本の領土以外に日本の飛行機が行くといふことを確認されたわけですね。従つて外国の領空の中へ日本の飛行機が行つたことは、海外に日本の兵隊が派せられたと解してよろしいかどうか。

○重光國務大臣 それはどういふ御趣旨でございせんか、それが自衛権の行使であるとかないとかいふ御議論でございしますが、海外といふのは海の外と書いてあります。(笑)だから海の外に行つたことには違ひございませ

○受田委員 外務大臣は海の外に日本の兵隊が派せられたと解釈をせられておると私は了解せざるを得ないが、さ

ように心得てよろしゅうございますか。

○重光國務大臣 その通りでござい

○受田委員 さらば航空機により敵の領空に侵入した場合に、上陸をしなくとも海外派兵と外務大臣は御答へになつたと了承してよろしゅうござい

○重光國務大臣 今あなたは敵の領土に入つたといふのですが、それは敵といふことになれば敵味方の関係でありますから、これは問題はございませ

○受田委員 まことに御名答です。これが一応外国である場合でも海外派兵、海の外に行くから海外派兵、それから敵国であればきわめて明瞭だといふことであります。こゝういふことになり、船田さんの御答へでは、外国に武力行使の目的を持って上陸するといふことをおしやつておられ。上陸しないでも空に行けばもう海外派兵だと重光さんはおっしゃる。これは自衛権の範囲内であつても、その敵基地を空襲するために出かける空軍部隊といふものは海外派兵といふ結論になると私は了承せざるを得ないのでありま

○重光國務大臣 私は海外派兵といふことは少しも申しません。私の言つたのは日本の飛行機が海の外に行つたといふことになる、こゝう申しておるだけであります。

○受田委員 しかし今私が海外に日本の飛行機が行つた場合には海外に兵を派したと了解してよろしいかと言つたら、兵を派したと了解してよろしいと

大臣は答へられたじやありませんか。

○重光國務大臣 それは海外、日本の領土以外に日本の飛行機が行つたといふことに了承してそゝう申し上げたわけでありま。

○受田委員 領土以外に日本の兵が行つたといふ海外派兵といふ意味で私の質問に一応答へておられますから、これは念を押さないことにいたしま

す。従つてこゝで問題になるのは、あなた方政府は、外国の基地を攻撃する場合に海もあれば空もある陸もあるといふ意味で、土地に上陸しなければ海外派兵でない、最初言われたのをだんだん変更され、鳩山総理は、海外派兵はそのときの専門家がはつきり断定するものであつておしやるので、今専門家に尋ねしたわけですね。外務大臣や防衛庁長官は専門家です。その専門家にお尋ねしたところ食い違ひがある。こゝういふところにおいて政府の意図はこの防衛計画において、はなはだまだあいまいな点があると了承せざるを得ない。しかももう一つ、今鳩山総理が井手君の質問に答へてしほしお答へになられたように、また船田さんがお答へになられたように、防衛計画においても、アメリカとの間においてあらさんの指図に従わなければならぬといふ、日本の自主性を全然失つた見解を持つておられる。私はこゝでもう一つそれにつけ加へてお尋ねしますが、ジェット機のような戦闘機に維持費が相当いるといふことをあなたの方でも説明しておられるのです。一機の維持費年間五、六千万円といわれておる。この五、六千万円の飛行機が、五年後の昭和三十五年には千三百機用意される

といふ。千三百機の五、六千万円の維持費だけで計算して、およそ六、七億じやないですか。この維持費は日本が負担しなければならぬ。維持費まで向うに負担されるといふことははないといふことでありますが、この維持費が五年後に大幅に増額されることを思うと、き、防衛費といふものが、さつきの国民の所得総額とのバランスにおいて、非常にふえるといふことの一例を申し上げて、あなたの方の一つの御反省に資したいと思ふのですが、さう考へる場合に、防衛五カ年計画の完成の後における日本の防衛費といふものは非常にふえて、国民所得の二・三割をはるかに上回るといふ事態が起ること

は御覚悟でございませうか。

○船田國務大臣 これは先ほど来申し上げておりますように、年次計画及び最終年度において達成すべき目標の内容がきまつておりませんし、米軍側の供与の兵器、艦船、飛行機等について、まだはつきりきまつておりませんので、それらは十分検討いたしまして、国力に相応する、総理大臣が言われておる通りに、経済と見合ふ防衛計画を立てることに努めて参りたい、か

○受田委員 米国のやり方によつて、日本の防衛計画が最後には決定されるといふことに、それでしたらなるので

○船田國務大臣 米軍から艦船、飛行機あるいは火器類の供与を受けましかれども、わが方の防衛計画はどこまでも自主性を持つていくのであります。もちろん日米安保条約の規定によりまして、暫定措置ではございしますが、わが国の防衛につきましては、現在米軍側

の協力に待つておるわけでございます。日米協力して日本の国土を守つておる、こういう実情でございますから、それはもちろん考慮しつつわが国の防衛体制を整備するわけでございます。

○受田委員 日本はあなたの方の目標で、昭和三十五年の一応の努力目標はつきりしておる。またアメリカは日本に對して、あなたの方のお考えとは別の案を用意して追つておると思つてあります。アメリカは日本に對する兵員の増強計画は、一体どういふところの線が今まで出てきたのですか。

○船田國務大臣 アメリカ側からは、いかなる要請も受けておりません。

○受田委員 鳩山さん。ここで一つ問題が起るのですが、前の木村保安庁長官は、昭和二十九年の内閣委員会におきまして、日本の兵員増強の計画が漸次進められておるが、大体二十二、三万人までは志願兵制度で間に合ふが、それを過ぎたならば徴兵制度をしなければならぬと答弁しておるのであります。この点あなたは、責任者としての木村さんの当時の発言、これはある程度了承されますか。

○鳩山國務大臣 ただいまのところ徴兵制度をとる意思はありません。

○受田委員 二十二、三万が志願兵制度の限度であるということはどうお考えですか。

○鳩山國務大臣 それについては私は防衛庁長官が適役です。

○船田國務大臣 現在におきまして自衛官を募集するにつきますのは、海陸空、いずれも数倍の応募者がございまして、現状をもつて判断いたしますと、今御指摘のような二十二、三万人にふえまして、志願兵制度で十分

やつていけると信じております。

○受田委員 そろそろと、二十二、三万人以後徴兵制をしなければならぬ限界というものがどの辺に置かれるか、木村前保安庁長官とあなたの意見の食い違いを一つお尋ねしたい。

○船田國務大臣 現在徴兵制度を施行するといふ必要を感じておりません。またそういう意思は政府として持つておりません。

○受田委員 木村前保安庁長官の計画は、あなたはこれを無視して問題にされないことになるわけですか。

○船田國務大臣 当時の計画につきましては私も内閣委員として直接聞いておりますから、十分それらのことも考慮いたしております。しかしながら現状におきまして募集の状況等から見まして、二十二、三万の要員を募集するにつきますと志願兵制度で十分間に合ふと信じております。

○受田委員 今あなたのお説は、日本の失業状況あるいは待遇改善等に對する防衛庁の努力、その他のいろいろな宣伝の妙味によつてこれがなされておるのであつて、公平なるあり方では志願兵制度の限界はどこにあるかというところは、木村前長官の意見が一応筋が通ると思ふ。あなた御自身も先般のこの委員会、現在のところでは昭和三十

五年の防衛五カ年計画の完成年度までは、徴兵制度をしかなくともいいと思ふといふことで、三十五年を目標にして志願兵制度の限界があるのかのとき答弁しておられる。この点について時勢と募集状況というものをいろいろ考へて、あなたにはだんだんと徴兵制度をしる限界がおくられてきたと了解してよろしゅうございませうか。

○船田國務大臣 徴兵制度につきましては現在の政府は考へておりません。また募集の状況から見れば、徴兵制度をしなければならぬといふ必要は感じておりません。

○受田委員 防衛大学の学生募集をこの間見に行ったのであります。これによると、幹部自衛官になる人物を、こゝろ五百三十名募集している。ところがこれは卒業して役に立つのは五年先ですから、昭和三十五年の計画完成以後の問題になるわけですね。そのころ、今ごろ大量の学生を募集するといふようなことを見ると、十八万といふ限界を乗り越えて、幹部と兵員とのバランスを崩らなければならぬと思ひますが、防衛大学の幹部自衛官の募集状況は、昭和三十五年の以後になつて役に立つ自衛官であることを思ふときに、それらのバランスはどう考へておるか。

○船田國務大臣 防衛大学の卒業生は来年は出ることになるわけでありまして、その募集状況は現在におきましてはきつめて順調でありまして、そうして自分の國は自分で守るのだという防衛意識がだんだん向上いたして、おりました。従ひまして今後におきましても幹部将校として十分間に合ふ者が、防衛大学校にどんどん入つてくると私は信じております。

○受田委員 今年入つた学生は、五年先でしか役に立たぬのです。卒業してでなければ、自衛官の資格はないのですから、従つて五年先の計画は今立てられておるとわれわれは了解しておるというのです。防衛大学の学生は、五年先に役に立つものを新規に募集し

ておるのだから、全然幹部を減らしておらぬのじゃないか。そうすると十八万を目標にして、それを押さへようといふ考へではなくして、それかゝらもどんどん増強しようといふ意図があるということかと、大学の学生の募集状況とあわせて考へられる。それを御答弁願ひたい。

○船田國務大臣 三十五年以降に於いて、非常に膨大な自衛隊を持つといふような前提を置いておるわけではございません。毎年の更新を考へまして、逐次毎年それを補充し、多少の増強をしていくといふことを目標にいたしまして募集人員をきめておるわけでございます。

○山本委員長 受田君に御注意申し上げます。そろそろ結論をお急ぎ下さい。

○受田委員 今國連に日本が加盟する道が開けておるわけですが、國連に加盟する場合には、日本の立場は現在軍隊がない、従つて軍隊なくして國連に加盟できるという原則は確立されるわけでありまして、國連の集団安全機構の中に日本が入るといふ場合に、一方的に日本が何ら軍備を持たないでこれへ入つていけるという道が開けた場合に、あなたには非常に不安があらうか、あるいはそういうことは考へないか、あるいは何かの形で國連の警察軍などに見てもらへば済むとお考へになりますか。

○鳩山國務大臣 今ちよつとよくわからなかつたので私から伺ひますが、國連に加入するのには軍隊を持つといふことが条件になつておるかどうかということですか。

○受田委員 今はなつていないわけですが、なくても入れるわけだけれども、それが自衛軍を國連警察軍などに充当する意味であなたはこれを考へていきたいと思はれるかどうか。

○鳩山國務大臣 今は國連警察軍もありません。

○受田委員 そりういふものへ將來考へられるような形で自衛隊を考へていきたい、全然軍備なしで國連へ入るといふことでよいとあなたは考へてですか、あなたの立場から。

○鳩山國務大臣 現状においてはそれだいたいと思ひます。しかし理想を言へばもつと機構が完備せられまして、紛争が國連連合において裁判がされて、それで済まなかつていくといふようなことで済めば、世界の平和が確保されるので、夢を言えば現在の國連連合で満足できないと思つております。

○受田委員 どうもはつきりしないのであります。結局あなたの御見解では軍隊はなくして國連に入れる、それで國連の集団安全機構における日本の責任はあなたの立場でどういふふうにお考へになりますか。

○鳩山國務大臣 それは國連連合の規定で相談によつてきめていくより仕方がないでしよう。

○受田委員 もう一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○鳩山國務大臣 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○受田委員 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○鳩山國務大臣 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○受田委員 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○鳩山國務大臣 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○受田委員 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○鳩山國務大臣 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○受田委員 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○鳩山國務大臣 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○受田委員 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○鳩山國務大臣 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

○受田委員 今も一つ、あなたの常に言つておられることで、原水爆実験に對してわれわれはこれを拒否したいという氣持がある、けれどもやむを得ない、被害がないといふ限度において了承するといふことを言つておられるのですが、國際的に見て非常に重大な原子兵器の使用において、日本における軍だけはせめて原子兵器を持たないといふことを、アメリカに申し入れるほどの勇氣を持つておるかどうか、これ一つお答へ願ひたい。

いは關係課長からの御説明によつたと云ふきには、中古品であつて、中古品に部品などをつくつつけてやり直したといふ意味のことを言うておられるのでありますが、しかしこの点につきましては、一方において防衛庁の艦船課長は、非こう言うておる。このエンジン、非常に優秀だから今後も購入する予定である。空幕も買いたいと言つてゐる。エンジンには中古品だというのは、もうナエだ。ただ米軍から払い下げを受ける際、新品としてはだめなので、わざと部品

をはずし使用できぬようにしたのである、という意見を述べておられる。ところがこれに対して、エンジンの購入の経調査に当った調達実施本部の課長はこう言うておる。中古品であった。修理費は一台数百万円かかっておる。スクラップとして業者が払い下げを受けたのなら、使用目的違反じゃないか、いろいろと因縁のついたエンジンと聞いておる、ということ言うて、部内で新品であるという意見と中古品であるという意見と対立して、それぞれ責任者が自己の主張をしておる。こういうような一合十万円のものを千二百五十万円で買ひ、その間に間組のような民間業者が、必要もないのにこの中に介入しておるといふ事態は、そこに何か非常に汚れた風が吹いておることをわれわれは了承せざるを得ないのであります。こういう事態は、防衛庁としては、責任者たちの間において、新品であると言ひ、中古品であると言ひ、見解の相違しておるようなものを組み立てて、われわれの高い血税をこれに振り当てておるといふことは、これはだ了解に苦しむのであるが、これについて総理は、こういう事態が起つておると確認された上においては、防衛庁の内部において一つ思い切った公正をされることの決意を持たなければ、自衛軍の再建というものは不可能であると思うのですが、御見解を伺ひたいのであります。

○鳩山国務大臣 私は初めて何りのです。よく検討いたします。

○受田委員 総理大臣、このような問題が、自衛隊の内部に、先般から相当に暗い影がひそんでおつて、すでに責任者を処断された事実もあるのです。

特に自衛隊の内部において詳細に実態調査をやつて、国民の疑惑を一掃するような決意をもつて当られんことを私は総理に敬として要望するものであります。御決意のほどを承わりたい。

○鳩山国務大臣 私はそういうようなことのないようにと考えまして、特に防衛庁長官には杉原君を選任し、船田君を選んだ次第でございます。

○船田国務大臣 ただいま受田委員の御指摘になりました問題は、現に決算委員会でその真相を究明中でございます。ただ新聞記事にありますように、十万円で払い下げたものを千何百万円で買った、こう一口にそれを比較しますと非常にそこに疑惑が起るのでございますが、払い下げは極東空軍が持つておつたものを払い下げたのであります。自衛隊で買ひ上げたものは、民間で持つておつたものを財務局の評價に従つて、それも勘案いたしまして適正価格で買ひ上げておるのでござい

ます。ただ民間で、払い下げた後に転々といたしておりまして、価格が高くなつておるといふことの事実はあるようでございします。その真相は決算委員会できつておりますから、その方の究明を十分お願いいたしまして、ただいま御指摘がありましたように、自衛隊にいやしくも疑いがあるといふことは、まことに私責任者として遺憾に存じますので、その真相をはつきりさせまして、もし責任の所在が自衛隊の中にあるということであれば、それはもう断固として処断をいたす所存でございます。

○山本委員長 暫時休憩いたします。午後は本会議終了後再開いたします。

午後零時四十九分休憩
午後二時四十分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

○稲村委員 アメリカ軍事顧問団がたぐさんおるようですが、アメリカ軍事顧問団というのはどういふ仕事をしておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 在日米軍事援助顧問団は日米相互防衛援助協定に基いて供与される装備、資材及び役務に關するアメリカ合衆国政府の責務を日本国の領域において遂行し、かつ援助の進捗状況を觀察する任務を持つて日本におるものでございします。

○船田国務大臣 ただいま稲村委員の仰せられた外国における防衛につきましては、御意見の通り行き過ぎますとその国の国軍の成長にも非常に大きな影響を与えることになるのでございします。今わが国におります米軍事顧問団は、わが自衛隊に對しましてそういう御懸念のようなことは全くございしません。自衛隊を指導するとか、あるいは指揮するとかいふようなことは絶対にやつておりません。先ほど私が申し上げましたような任務を持つてやつておるのでございまして、今御懸念のような点は全くございしません。

○稲村委員 軍事顧問団以外に航空自衛隊に顧問的な仕事をしておる米人のグループがあるようですが、それは事実ですか。

○船田国務大臣 今御指摘の点は、おそらくわが航空自衛隊の隊員の訓練につきまして、その訓練の指導をやつておる者だと思ひますが、これは浜松等におります。つまり航空自衛隊の先生になつておるわけではございません。

○稲村委員 それは何人ぐらいおられますか。

○船田国務大臣 約四百五十人おります。これは一定の期間訓練をいたしますが、訓練が終了すれば漸次引き揚げていくものでございします。

○稲村委員 これは顧問団以外にそういう米軍の何と申しますか、グループがあるとするはどうかという法的根拠によるのですか。

○船田国務大臣 これは御承知の通り、日米の相互防衛援助協定第七条の第一項に基きまして、供与される装備、資材及び役務に關するアメリカ合衆国政府の責務を、本邦において遂行する

アメリカ合衆国政府の職員でございします。従ひまして日本国政府との關係におきましては軍事援助顧問団の臨時の職員、こういうことになるわけでございます。

○稲村委員 それはどうもおかしい。軍事顧問団以外に臨時顧問というやうなものを法的にいつて置けるのですか。

○船田国務大臣 これは日米相互防衛援助協定第七条の規定によるわけではございません。その次に国防会議事務局のことにいつてお伺ひしたいと思ひますが、国防会議といふものは参謀本部的なものになるのではないかと、いふに私は疑つておるのですが、どういふものであるか、その構成についてどういふ案を持つておるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 国防会議事務局の任務は、国防會議が正確な資料に基いて的確な結論を出し得るよう補佐することとが事務局の任務でございします。事務局自体が独自の意見を持つて行動することはございしません。従つて事務局の構成運営に當りましては、事務局の本来的任務を逸脱して独自の意見を持つて行動することのないように、十分注意をして参りたいと考えている次第でございします。

○稲村委員 これはおそらく軍の問題は秘密を要することが多いだらうし、過去のことも独断的な行動があつたわけですから、そこでこれは具体的に詳細に内容をきめておく必要があると思ひます。そうでないといふいろいろな弊害が起ると思ひます。それでそういうふうな具体的な事務局の任務、仕事というものの對する明確な規定がないと、非常に

危険な問題が発生する。これは軍隊のことはほかのことと違ふと思う。過去においてはいろいろ苦い経験をわれわれは持っているわけなんで、それに對してはああいうばく然たるものではないかと思う。何か詳細な案というものは全然お持ちでないのですか、試案でもよろしいが、あつたらお聞かせ願ひたい。

○船田國務大臣 事務局の構成につきましては、かつてここで御説明は一応申し上げたわけでございますが、事務局には局長を置きますが、局長はおそらく十五級の次官級の者が置けるようになりますと思ひます。その他事務局の職員は大体予算定員として十五人取つてあります。そのほかに關係の深い各省庁から關係官を兼任させることになつております。それは十五人程度にはなると存じます。従ひまして事務局の職員は大体三十人程度ということをお考へておるわけでございます。

○船田國務大臣 内閣調査室を国防會議の事務局として使うという話があるのですがね。新聞か何かに出ておつたんですが、あれはほんとうですか。

○船田國務大臣 内閣調査室の調査研究しております資料は、国防問題を討議して参りますにはきつめて大切な、また密接な關係を持つておりますから、内閣調査室というものは十分事務局として活用していくことがよろうと思ひ、またそのつもりで考へておる次第でございます。

○船田國務大臣 内閣調査室はそういう機関ではないと思ひます。だからそういうものを作るならば、総理府令ではなく、單獨の立法として国会の承認が必要じゃないですか。

○船田國務大臣 ただいま私申し上げましたように、内閣調査室をその方面に——国防會議の事務局の方において連絡をし、またその資料等も活用することに努めていきたい、かように考へております。

○船田國務大臣 どうもそれはおかしいと思ひますがね。これはかなり重大だと思ひますが、そういうふうなものと申すのですが、そういふふうなものは私は單獨立法として国会の承認を得るのが妥當だ、こう思ひますが、その思ひないですか。

○船田國務大臣 内閣調査室はむしろ事務局の内部に入るわけではございませんが、同じ總理府の中にある機關でもありますが、そして常に各般の情勢を調査いたしておるものでございまして、その資料等の活用をはかつて国防會議の機能を十分發揮するよう利用して参りたい、かように考へる次第でございます。そういう意味において答弁を申し上げたわけでありま

○船田國務大臣 それから私最後ですが、この国防衛庁長官は非常に私どもがびつくりするような答弁を受田委員との間にされておるのです。これは十九日の日ですが、その中で受田委員が「千三百機の内訳について触れておられ、約半数を練習機とおっしゃったんですが、練習機のようなものが半数で制空權確保が可能でありますか。」という御質問に對して長官は「わが領空に侵入してくる飛行機に對しまして、わが國土を守り、制空權を敵に渡さないようにする」といふことにつきましても、もちろん今日の場合は航空自衛隊の力だけでは足りません。従つてそれ

らにつきましてはアメリカ側の援助を受けるということになると存じます。」「ことまでは無難としても、次に「また今御質問のように、侵略の度合いが非常に大きくなつて、いわゆる第三次世界大戰になるような場合でありましたならば、それはとても日本の独力でわが國土の防衛といふものはできないと思ひております。」「そういうふうな御答弁を見ますと、日本が第三次大戰が起きた場合に關与するがとき答弁をされておるのですが、これは私は大いに防衛庁長官としてはとんでもない御答弁だと思つておるのです。第三次大戰でなくたつて、たとえば中共とアメリカ力が空爆戦をやる、そういう場合に對してこれは必然に原爆戦になるのだから、これはアメリカは局地戦でも原爆を使うと言つておる。そういう場合において先きに犠牲を受けるのは日本であつて、われわれはアメリカが勝つても、地獄が極楽でアメリカの勝報を聞かなければならぬということになるのです。そういう場合において、いかなる場合でも、第三次大戰だけではない、特に中共とアメリカとの間にそれが可能性があるわけですから、そういう場合において、現にダレス氏はせとぎわ政策でいつたのであつて、台灣問題のときには現に原爆を積んでアメリカの第七艦隊は台灣海峡を遊よくしておつたのですから、そういう場合に對してわれわれはそれを絶対に避けることが日本を守る道であつて、その中に入つてくるといふふうなことは、これはおそろしいことだと思ひます。」「しかるに不用意のうちではあるが、受田委員との質疑應答の中に第三次大戰

になるような場合でありましたならば云々といふふうなことを言つて、あたかもアメリカと一緒に行動をとるにしなければならぬような答弁をされておるということは、私はこれは船田長官の考へ方、日本の再軍備に對する考へ方を表現するものだと思ひますが、そういうふうなことを對して私は船田長官の考へを聞きたいのです。そしてそういうふうなことを考へる長官であるならば、私は日本の運命のためにやめてもらわなければならぬ。

○船田國務大臣 ただいま船田委員から御指摘になりました点は、先般の受田委員との間の質疑應答の全般を御説き下されば、私の申し上げておる趣旨ははつきりすると存じます。ただいま御懸念のような点は私は毛頭ないと思ひますが、なお繰り返して申し上げます、私は國際情勢の見方といたしまして、今直ちに起るいは近い將來に原爆をもつてする第三次世界大戰が起るとは考へておりません。しかし、さればいつて部分戦争なりあるいは冷戦が全く終息してしまつたといつて安心するわけにも参りません。従つてそういう國際情勢の前提のもとにおいて、わが國といたしましては國土を守るために最小限の國力、國情に相應する自衛體制を整備いたして参りたい、かように考へて、またその努力をいたしておるわけでございます。

もし現状におきまして日本の區域に侵略が不幸にして起るといふようなことがございましては、これもたびたび申し上げておることでございまして、行政協定の二十四条によりまして、直ちに日本政府とアメリカ政府との間に對して、いかにわが日本の國土

を共同で防衛するかということについて協議をすることになっております。またおそろしくそのときには日本政府としては直ちに國連に提訴いたしまして、その侵略を防止するといふ有効な臨機措置をとつてもらうことになると思ひます。従ひまして私の今御指摘になりました答弁のうちには申し上げておることは、全面的に日本の地域に對して第三次世界大戰が起るといふような場合がありとすれば、それはとうてい日本の獨力で防衛することはできないといふことを申し上げたのであります。そういう戦争が起るであらうといふことは、私は今日予想しておらないといふことを前提として申し上げるを申し上げておるわけでございます。先ほど来申し上げておるやうに、國際情勢の見方において、私が今申し上げたことを前提として防衛體制を整備しつゝある、こういうことでございます。

○船田國務大臣 さつき首相との質疑應答の中に申し上げたことを繰り返すやうになるかも知れませんが、今第三次大戰が起るといつたやうなことはむろんないだらうけれども、しかし問題はアジアでは何といつても中共とアメリカとの間の問題だと私は思ひます。そういう場合においては局地戦でも原爆を使うことになる。その場合に、日本にアメリカの軍事基地があるということが危険なのであります。これは巻き込まれないといつても、どうしても巻き込まれざるを得ない。だから、できるだけ早くアメリカの軍事基地をなくするといふこと、撤退してもらふといふこと、これが絶対に必要な條件だと思ひます。そこで私は、船田長官に對して

○船田國務大臣 さつき首相との質疑應答の中に申し上げたことを繰り返すやうになるかも知れませんが、今第三次大戰が起るといつたやうなことはむろんないだらうけれども、しかし問題はアジアでは何といつても中共とアメリカとの間の問題だと私は思ひます。そういう場合においては局地戦でも原爆を使うことになる。その場合に、日本にアメリカの軍事基地があるということが危険なのであります。これは巻き込まれないといつても、どうしても巻き込まれざるを得ない。だから、できるだけ早くアメリカの軍事基地をなくするといふこと、撤退してもらふといふこと、これが絶対に必要な條件だと思ひます。そこで私は、船田長官に對して

○船田國務大臣 さつき首相との質疑應答の中に申し上げたことを繰り返すやうになるかも知れませんが、今第三次大戰が起るといつたやうなことはむろんないだらうけれども、しかし問題はアジアでは何といつても中共とアメリカとの間の問題だと私は思ひます。そういう場合においては局地戦でも原爆を使うことになる。その場合に、日本にアメリカの軍事基地があるということが危険なのであります。これは巻き込まれないといつても、どうしても巻き込まれざるを得ない。だから、できるだけ早くアメリカの軍事基地をなくするといふこと、撤退してもらふといふこと、これが絶対に必要な條件だと思ひます。そこで私は、船田長官に對して

ねしたいのですが、日本が自衛隊を充
実すればアメリカ軍は撤退する、こ
ういふことをしつぱ言っておられる
しかし撤退する時期はわからない、こ
ういふふうには言っておるのです。それ
で私も一番心配するのは、できる
だけアメリカ軍に早く撤退してもらい
たい。アジアにおける局地戦に巻き込
まれないというためには、アメリカ
軍に撤退してもらふこと、アメリカの
軍事基地を撤去してもらふこと、これ
が最も必要な条件でございますが、そ
ういふふうなことは一体いつどうい
うことですか。この間も受田委員の質
問に對しまして、かりに日本の防衛体
制が実現されたとしても、アメリカ軍
はそう急には撤退しないだろうとい
うことを船田長官が言っておられた。ラ
ドフォード統合参謀本部議長が一月来
られたときに、これは新聞によるので
すが、日本の防衛がかりに極東の安全
に寄与できるように達成されたからと
いって、在日米軍が完全に撤退する
とは限らない、また計画そのものも国際
情勢の変化によって再検討されるべき
であるといふことを言つて、ラドフォ
ード氏は日本における駐留軍の撤退に
對してあまいな表現をしておられる
わけです。船田長官もラドフォード統
合参謀本部議長と同じようなことを
言つておられる。そこで私は、いやし
くも日本の防衛に任ずる船田長官が、
アメリカのこの統合参謀本部議長と同
じようなことを言うのでは問題になら
ないと思う。向うの言う通りになる長
官である、こゝういふことになるわけ
です。そこで、防衛をこの程度にしたら
どうしても撤退してもらいたい、こゝ

いうことを強く要求することが、日本
の防衛庁長官の立場ではないかと私は
思うのです。そういう点に對しまし
て、一つあなたの御意見を承りたい
と思ふのであります。

○船田国務大臣 日本防衛体制の整
備とアメリカ軍の撤退の時期との関係
でございますが、これもしばしば申し
上げておりますように、防衛庁の試案
として持つております最終目標、す
なわち昭和三十五年度における陸海空
の目標を達成し得た場合におきまし
ては、米軍撤退の基礎はでき得ると思
います。しかしその米軍が現実とい
ふ撤退するかということは、この長期防
衛計画の達成と必ずしも見合つてい
るわけではございません。これは国際情
勢ともにらみ合せまして、日米両国政
府の合意によつて米軍の撤退が行われ
るということになるわけでございますし
て、その時期は今これを明言すること
はできないのでございます。

○稲村委員 アイスランドのようにな
あいう小国でも、強力に米軍の撤退を
要求しているわけでありまして、私は
日本が真の独立国になるためには——
むろんフィリピンでもなるほどアメ
リカの軍隊はおろけれども、それは日本
と条件が違い過ぎます。どこでも
軍事基地を要求できるなどというも
のではないので、あなたも御承知の通り
厳重な制限が加えられているのです。
ところが日米安全保障条約、行政協定
によれば、アメリカ軍はどこでも好む
ところに基地を要求することができ
るわけです。そういう場合におきまし
て、常にいろいろなむずかしい基地の
問題が起きて、私の県なんかにおきま
しても現にその基地の問題にぶつかつ

ておる。そうしていろいろな土地の問
題、農民の生活の問題がそこに出て
くるわけでありまして。幾多の悲劇がそ
こに生れるわけです。そういうとき
に、私はできるだけ早く撤退を要求す
るということが、日本政府の任務じゃ
ないかと思ふのです。それをいつ撤退
するかからぬといふふうなことで
は、私どもは実に納得いかぬ。現にア
メリカの戦略の一環に日本の軍備が属
しておるといふふうなことは危殆きわ
まることなんです。そういう点に對し
まして、アメリカに對して強い要求を
しないでは、ただアメリカの言う通りに
あまいなことを言つていふといふ
うなことは、日本の政府の代表として
のあなたの意見に對して、私は実に殘
念に思う次第です。ある点まで日本が
非常に苦しい思いをして、アメリカの
要求に近いように自衛隊を作るなら、
アメリカに對して早急に期限を切つて
撤退を要求するのが當然なので、いつ
撤退するかからぬといふふうなこと
では、これは問題にならぬと私は思
うのです。その点に對してあなたの方
で、ただ長いものに巻かれろ主義で
あつてはいかぬのです。私がこんなこ
とを言つてももしようがないかもしれ
ませんが、アイスランドのようにな小国
でももつとしっかりと態度をとつてい
るのです。とにかく日本は少くともア
ジアの大国ですから、先進国家です
から、独自の断固たる立場に立つてア
メリカと交渉せられて、日本の独立を
日も早く回復する、私はそれがあなた
方の任務じゃないかと思ふ。いつ撤退
するかからぬといふふうなことでは
問題にならぬので、もう少し期限を

切つて、アメリカに對して具体案を示
して、そうしてはつきりこゝういふ
ふうになつたから撤退しろと要求するこ
とはできないのですか。

○船田国務大臣 日米安保条約とい
うものは、これはもちろん臨時的の措置
でございます。従ひまして、将来国連
において警察軍といふものができて、
日本の安全がその警察軍によつて保障
されるという国連の措置が講ぜられる
か、あるいは日本の自衛体制が整備さ
れて、これなら安心だといふ日米両国政
府の合意が成立いたしますれば、米駐
留軍の撤退といふことは実現するわけ
でございます。従つてわが方といたし
ましては、できるだけ国力、国情に相
応する自衛体制をすみやかに整備し
たしまして、ただいま申し上げてお
るわけでありまして、たゞいま申し上げ
たい、こゝういふことで努力いたしてお
るわけでありまして。しかし現状にお
きましては、何と申しましたもその自衛
体制がまだ整備されておらないのであ
りますから、今直ちに米軍撤退を要求
し、あるいはそれを前提とする日米安
保条約の改訂を提案するといふこと
は、その時期でない、かように私は考
へるのでございます。

○稲村委員 具体的にこつちから案を
持つて、そうして期限をくつつけて、
そういうことを交渉すべきじゃないで
すか。ただばく然と充実したら撤退す
るであらうといふふうなことは、これ
は少くとも日本政府を代表する政治家
の態度じゃないですよ。そんなことを
言へば、私がさっきの質問のときにも
申し上げたように、實際上日本が空軍
を完成するとか、あるいは海軍を完成
するとかいふふうなことは——地上部

隊は簡単にできるでしょうが、そういう
ことはなかなか時間を要する問題なん
です。しかしさういふふうな独立の軍隊
を作ることができるといふふうな
ことでは、永遠に、私どもの生きてい
る間は、アメリカ軍が撤退することに
はならぬだろうと思ふ。實際問題とし
て日本の財政からいって……。そこで
やはりある点まで日本の防衛計画とい
うものを、何れ年計画といふものがある
そうですから、そういうふうな計画
を提出して、そうしてこゝういふも
のがこゝういふふうになつたならば、ア
メリカ軍は撤退するといふことに目標
を置いてやらなければ、私はだめだ
と思ふのです。いつだかわからぬとい
ふふうなそんなことでは、日本がいつ
独立国になるかわからない。實際問題
としていろいろな干渉を受けますよ。
そういう点に對して、あなたは具体案
を持つてアメリカと交渉することが私
は至当じゃないかと思ふのです。向う
がそれはできない、ラドフォードがで
きないといふふうなことを言へば、そ
れでそのまま追隨するといふことで
は、アイスランドやビルマの政治家の
前に恥ずべきことだと思ふのですよ。
○船田国務大臣 今稲村委員の御指摘
のようなことで、できるだけ早い機会
に米駐留軍の撤退ができるようにした
い。それには何と申しましたも、長期
防衛計画を具体的に作案いたしました
と、そしてこれを着々実現していくこ
とがまず前提として必要である、か
ように考へております。従つて国防會議
構成法案も提出しておるような次第で
ございますから、どうぞすみやかに御
審議を願つて御協賛をいただきたいと
思ひます。

○稲村委員 国防会議案だけではわからないのです。それであなたの試案でもありませんか。どういふふうな防衛計画を持っておるかということ、具体的に示していただきたいのです。

○船田国務大臣 防衛庁の試案としては、もうすでに御承知の通りの案を持っております。これが実現をいたしますれば、米駐留軍撤退の基礎はできると存じます。現に先ほど御指摘もありましたが、米駐留軍の陸上戦闘部隊というものは、予定に従って順次撤退をしておるのであります。今年中にはおそらく一万一千くらいのは撤退することになるわけでありまして、そういうことも見合ひまして、わが自衛隊におきましては、まず陸上自衛隊の整備を急いでおる、こういう事情になつておる次第であります。

○稲村委員 日本の陸上自衛隊ができれば、アメリカの陸軍が撤退するといふことは、常識上当然です。これは必要はないし、なるべく自分も置きたくないのです。しかし空軍と海軍は、これは実際問題としてなかなか撤退しません。アメリカが空軍と海軍を置いて、日本が陸軍だけ持つというアメリカ軍との共同作戦、それからアメリカ軍は極東の防衛のために日本に駐留するといふことは、明瞭に安保条約の中にもいつているのですから、そういう場合において、アメリカのアジアにおけるいろいろな紛争、たとえ中国あたりと紛争した場合には、日本が巻き込まれる危険性は十分だと思ふ。そこで私はアメリカの空軍と海軍を撤退することが、絶対的条件だと思ふ。それに対してあなたはどうかうふうな考え

を持っておりますか。陸軍部隊の撤退は、これは当然です。アメリカは、陸軍部隊なんか一日も早く帰したいのですから、それは当然のことです。しかし海軍と空軍は、これは当分とどまるものと思わなければならない。それに対してあなたの考えはどうですか。

○船田国務大臣 海上及び航空自衛隊の整備につきましても、もちろん今後非常な努力をして参らなければならぬと存じます。しかし米駐留の海空軍が撤退し得る基礎を作るといふことは、なかなか一朝一夕にできません。何と申しまして過去十年の空白を持っておりますし、これをまず第一線の訓練をするといふだけでも相当時日を要するのであります。今直ちに、いつになつたら米空軍、海軍が完全に撤退をするかという、その時期を明示するといふまでには至つておらないのであります。これは遺憾ながらここに明言はできません。これは次第であります。

○井手委員 ちょっと関連して。長官は先日米しばしば、防衛五カ年計画が達成すれば米駐留軍が撤退する基礎ができるということをお答へになつておられますが、そうしますと地上部隊は、陸上十八万が達成すれば撤退するので、陸海空に分けて一つ御説明願ひたいと思ひます。

○船田国務大臣 陸上自衛隊十八万という目標を置いておられますのは、先ほど米申し上げておられますように、アメリカの陸上戦闘部隊が順次撤退しつつありますから、そこでそれに見合つて、なるべく早い機会に陸上をまず整備するといふことで、多少陸上に重点を置いておられるといふことは、従来申し上げておる通りであります。従つて、

この陸上十八万というものが整備されましたときには、おそらく米駐留の陸上戦闘部隊は撤退することになるかと思ひますが、その時期をここに明示するといふことは、今日の場合はまだできないのであります。

○井手委員 思ふのでありますが、いふことよりも、何回も折衝されているところでありまして、その点についていまだ少しはつきりしたことをお伺いしたいのであります。達成したら、その日に撤退してしまふというわけには参らぬでしょうが、大体十八万を達成すれば、陸上部隊は撤退するといふ約束に話し合ひが進んでおりますか。その点いかがでございますか。

○船田国務大臣 その問題について、話し合ひするまでは至つておりません。まだ話し合ひはいたしておりません。

○井手委員 全然話を進めておりませんか。結論に至つていないというわけですか。

○船田国務大臣 長期防衛計画につきましても、これは午前中の外務大臣の答へでも申し上げておりますように、外務大臣が渡米の際に口頭で説明されたといふことは聞いておりますけれども、この数字の基礎をもつて米側と交渉したという事実はございません。

○井手委員 従来国会で行われた答へによれば、何回もここで申されたように、一日も早くアメリカの駐留軍に帰つてもらふためには防衛計画を達成しなければならぬといふことをおっしゃつておられる。ところが今の御答へによつて話し合ひもされてない、はなはだ不可解な千七百でございますが、この点についてあらためてお尋ねしたいと存じます。

続いてお尋ねいたしますが、海、空軍について防衛庁長官の撤退する見通しについてはいかがでございますか。先般外国電報の報道によりますと、アメリカの責任ある当局の発表によりますれば、今後十カ年ないし十五カ年間は駐留するといふことを発表しておつたのであります。この海、空軍の駐留は、わが国の自衛力の漸増とは関係なく駐留するといふような記事であります。その点についての見通しを承わりたいのであります。

○船田国務大臣 ただいま御指摘になりましたようなことは、私は何ら承知いたしておりません。米駐留軍の撤退の時期につきましては、先ほど来申し上げておりますように、防衛庁の持つておる試案、この最終目標というものが実現いたしますれば米軍撤退の基礎はできると存じます。従来は米軍とありまして日米の間において政府の合意が成立すれば、米軍は撤退するといふことになるかと存じます。

○井手委員 少し話に食い違ひがあるようでございますが、あなたと外務大臣は去る予算委員会におきまして、米地上部隊は撤退するであろう、しかし海、空軍についてはわからないといふような御答へがあつたと私は記憶いたしておるのであります。従つて私が先刻来お尋ねしておるのは、地上部隊と海、空軍分けてお尋ねを申し上げておる次第であります。地上部隊については、大体十八万を達成すれば撤退するであろう、しかし海、空軍についてはいかがでございますか、こういうことを私はお尋ねしておるわけです。分けて一つ御答へを願ひたいのであります。

○船田国務大臣 従来外務大臣も私も、陸、海、空を分けて答へ申し上げておるといふことはないと記憶いたしております。すなわち昭和三十五年に達成すべき防衛庁試案が実現いたしますれば、それによつて米軍の撤退の基礎はできる、しかしその時期がいふのであるかといふことは、これは両国政府の合意によつてきまることがありまして、今ここでその時期を明言するわけには参らぬのであります。

○井手委員 基礎ができると何回もおっしゃいます。基礎ができて米軍撤退するか撤退しないかわからぬならば基礎にならない。撤退するといふ基礎を作ることが、いわゆるあなたの方のおっしゃつておる自主的防衛計画じゃないですか。先般の日米共同声明によりまして、米地上軍といふことが発表されておられます。従来は米軍とありまして日米の間において政府の合意が成立すれば、米軍は撤退するといふことになるかと存じます。

○井手委員 少し話に食い違ひがあるようでございますが、あなたと外務大臣は去る予算委員会におきまして、米地上部隊は撤退するであろう、しかし海、空軍についてはわからないといふような御答へがあつたと私は記憶いたしておるのであります。従つて私が先刻来お尋ねしておるのは、地上部隊と海、空軍分けてお尋ねを申し上げておる次第であります。地上部隊については、大体十八万を達成すれば撤退するであろう、しかし海、空軍についてはいかがでございますか、こういうことを私はお尋ねしておるわけです。分けて一つ御答へを願ひたいのであります。

○山本委員長 飛鳥田君。飛鳥田委員 時間がありません。で、ジェット機の第二次国産化の問題についてだけ伺わせていただきます。ジェット機の第二次国産化の問題

で、新聞に発表になりました細目取りきめを拝見いたしますと、「一、(イ) F86 Fについては米政府は当局間で別途合意される「F86 F計画のための供給表」の定めるところに従い、こういふふうに出ておりますし、さらに続いて「上記供給量に相当する一年間分の予備品並びに治具の一部を無償で日本国政府に提供すること。」というふうになっておりますし、さらに(ロ)の項目を見ると、「T38 A計画のための供給表」に従い無償で日本国政府に提供すること。こういふふうになっております。ところが、いわゆる無償供給表については全然発表になっておりませんが、これを発表をしていただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 別表につきましては、詳細な部品についての品目が並べられてありますが、従来NAFO諸国におきまして、それは全部発表しないことになっておりますので、なおよく研究してからはつきりした答弁を申し上げます。

○飛鳥田委員 なぜ発表できないのですか。

○船田国務大臣 これは諸外国の間の慣例に従って発表しないことに従来取り扱っております。

○飛鳥田委員 別に諸外国の慣例に日本も従う必要はないと思ふのです。当然秘密はないはずですから。この場でたくさんリストをお読み上げいただくことは、これは時間的にむずかしいとございますから、次の委員会にその資料を持ってきて発表をしていただきたい。何か発表を妨げるべき理由があるのなら、その理由を明白にお話しいただければ、それについて私

の方は質問をいたします。ただ単に諸外国の慣例になっておるからというところでは、あまりにも不見識だと考えます。発表をしていただける用意があるかないかということだけ承わらせていただいて、その用意ありとするならば、次回の委員会でも発表していただきたいと思ひます。

○船田国務大臣 この問題は国際関係のあることでございますから、今直ちにここで必ず発表するということをお約束はできませんので、十分政府としては研究をいたしまして、支障のない限りはできるだけのことをいたしたいと思つております。

○飛鳥田委員 国会で少くとも私たちが審査の必要上発表を要求いたします場合に、秘密協定なり何なりに相当しておいて、その項目を表示せられるとか何とかいう法律上の手続をお踏みにならぬ以上は、当然発表せられる義務があると考えますが、この点はいかがでしょうか。ただ発表できないというだけではだれもうなずく人はいないだろう。これこれの理由で発表できない、しかもそれはこれこれの合法的な手続がとつてあるから発表できないのだ、こういうお話なら私たちもある程度うなずけますが、もう少しその点を明確にしたいと思ひます。

○船田国務大臣 ただいま御質問の点をも含めて十分研究いたしまして、なるべく御要望に沿うようにしたいと思ひますが、今日ここですべて発表いたしますということは、お約束はできませんというのを申し上げたいと思ひます。

○飛鳥田委員 それではくどいようですが、これを発表しない場合には、発表をしない法律的な根拠を明確に示していただきたいと思ひます。時間もありませんので、何いいますか、この第二次国産化の協定によつて受ける飛行機の部品、装備品、治具、こういうものは使用の用途が変更したときにMSA協定第一条第三項の規定が準用せられるものかどうか、こういう点を伺いたいと思ひます。

○船田国務大臣 説明員から説明させていただきます。

○麻生説明員 一般の原則が適用になるものと了解しております。

○飛鳥田委員 一般の原則について何ですか。

○麻生説明員 第一条の三項にこう書いてあるわけでありまして、「各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府に対し、この協定に基いて供与される装備又は資材で使用する供される当初の用途のために必要でなくなったものの返還を申し出るものとする。」こうあるのです。これに關連いたしました返還に關する協定がもう一つあるわけがございます。従いましてこの一般原則にのつとてやるわけでありまして。

○飛鳥田委員 そうすると、第一条第三項の規定が準用される、こういうこととですね。

○麻生説明員 MSA協定の援助でございまして、それがそのまま働くということだと思ひます。

○飛鳥田委員 そういたしますと、この第二次国産化のジェット飛行機は廃棄その他について米軍の許可を必要とするということになりますか。

○麻生説明員 それは先ほどちよつと申し上げました日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基く装備品の返還に關する取りきめのつとてやるわけでございますから、従つてこちらが要らなくなった場合に対しては、向うに返還を申し出るわけでありまして、向うがそれを受領しない場合においては、相互に合意するところから従つて適当な処分をするということになっております。

○飛鳥田委員 ジェットの第二次国産化について、日本も相当のお金を出してこれを国産化するわけですが、ところが日本が大事なお金をたくさん出して国産化したこのジェット飛行機について用途の変更が出た場合には、MSA協定の第一条の第三項に従つて、一々アメリカさんの御許可をいただくかなければ廃棄もできないけれども、要らなくなった場合にはお返しする。こんなばかばかしい協定つて一体どこにあるのですか。ただもつたものなら要らなくなった返すとか、廃棄するときは許可を受けて廃棄するといふことはあるのです、ややうなわけですが、日本の予算を相当つぎ込んで上げたやつを相当つぎ込んで、用途変更するときも向うの許可が要るし、廃棄するときも向うの許可が要る。こんなばかばかしい協定をどうして結ぶのですか。その点について大臣の御所見を伺いたいと思ひます。これじゃまるで奴隷——隷屬とよく私たちが言いますが、その最もはなはだしもののだといわざるを得ないと思ひます。

○船田国務大臣 飛行機はもちろんだが、今御指

摘の治具、工具というものでござい

すが……。

○飛鳥田委員 航空機の廃棄も含まれております。

○船田国務大臣 ですから、日本の自衛隊でも使わなくなった場合においては相談をしてきめる、こういうこととでございます。

○飛鳥田委員 どうして相談をする必要があるのですか。こつちで金を出して作っているのですよ。

○船田国務大臣 これは米側でも負担をするわけでございます。そこで米側と日本側と出し合つて作ることとでございますから、従つてそれを廃棄する場合においては向う側と相談をして廃棄をする、こういうことになるわけでございます。

○飛鳥田委員 そういたしますと国産化といふながら、実は制約をたくさん受けておる国産化だといふことにならざるを得ないと思ひます。それならもう一つ進んで伺ひますが、ジェット飛行機のF86のいろいろな規格は、日本人の体格に合っていない、こういうことを一般にいわれております。たとえば操縦士が飛行機のギアを踏もうとしても、アメリカ人に合せて作つてあるから足が届かない。仕方がないから、これはギアを踏んでおる、こういうことださうです。国産化とおつしやる限りは、当然日本人の体格に合せて作るべきものだと思ひます。ところが一ミリでも一センチでもその規格を変えることを向うは許さない。こういう話を伺つたのです。一体これが国産化でしょうか。日本に相当な負担をさせておいて、いざ必要になったら向うが日の丸を星に塗りかえて持つて

いつてしまふ、こう勘ぐつても仕方がないじゃないか、こんなふうにさえ私たちは考へるわけです。国産化とおつしやる限り、なぜ日本人の体格に合せたものに改造をして設計を変えてお作りにならないのか。こういう点について御意見を伺いたいと思います。

○船田国務大臣 今飛鳥田委員の御質問にありましたように、げたをはいて操縦するというのは事実やっております。アメリカの特許を使うものもございすから、従つて今お話もありません。その特許を勝手にこつちが変へるというわけには参りません。しかしながら日本の操縦士が十分操縦し得るよう設計され、またできてるわけでありまして、決してアメリカの設計そのまま日本のパイロットが使えないというようなことはございせん。

○飛鳥田委員 これはここで議論しておつても切りがありません。今後何らかの機会に見せていただいて、足が届かないものであるか、体格に合わないものであるかは調べてみれば一目瞭然です。しかもちよつと不便だというだけの問題ではございせん。当然このジェット飛行機というものは戦艦に使うのです。そこでちよつとした不便さがあつたとするならば、それはもう勝敗の分れ目を示すだろう、こう思つておるわけです。少し窮屈だがこの洋服でがまんしておこうというのと違ひわけです。戦艦に使う道具ですから、ちよつとでも窮屈な点があり、ちよつとでも不便な点があれば、これは勝敗を分けてしまふかもしれない。そういう重大な問題であるにもかかわらず、アメリカ人のからだに合せて作つてあるF86

を、日本人のからだに合せて設計し直してあるいは作り直すということがなぜ許されないか。今長官は向うの特許を使うから仕方がないのだと言ひましたが、だからこそ双方で相談をするわけでしょう、だからこそ双方で協議をするわけでしょう。向うの特許を使ひせてもらひにしても、その特許を日本人に合うように直してはしいというのを交渉するのが折衝のほうです。あなたのお説では折衝などというものは何にも存在しないことになつてしまふ。飛行機だけではありません。M三十五トン戦車でもその大きさが違ひうでしょう。この点についてもいづれ飛行機を見せたいから、この問題を決定いたしましう。

それでは続いて航空機生産があなたのおつしやる六カ年計画を終りまして維持段階に入りましてした場合に、航空機生産の従来の規模を維持するとする、飛行機が余つてしまふ。すなわち維持段階においてはF86は月産九機、T33は月産二機でいいはずで、ところが現在のジェットその他の計画段階ですと、F86は月産十五機、T33は七機作つてゐるはずで、そうすると自衛隊で使う以上余つてしまふわけですね。これは将来外国へ輸出するおつもりなのかどうか、この点も伺つておきたいと思ひます。

○船田国務大臣 今F86を外国に輸出するといふことは考へておりません。○飛鳥田委員 しかし今あなた方が考へておられる計画段階における飛行機の生産数、この生産数と六カ年計画終了後の必要機数とは相当な開きがあり

ます。どうしても余らざるを得ない状況になると思ひますが、そうした場合に外国へ輸出するおつもりがない、こゝういふお話ですが、それでは余つたものをどうするつもりなんですか。さらにまた計画を増大して、六カ年計画完成後ももつと機数をふやして行く、こゝういふお考えですか。

○増原政府委員 御質問の点は、初年度整備の段階において多少機数が多くなるといふことは、現在の整備状況からいつて望ましく、またさういふ計画を立てております。それをいつまでも続けなければならぬという建前をとらないように、現在のものは三十三年の六月まででありましたが、あとわれわれの希望としては三十五年度末に大よそ千三百という目標を持っておりまして、多少の増強を希望いたしておるのではありませんが、三十五年度末に一応希望が達成せられたいといたしております。維持段階としてのもので何とかやりくりをする、そのためには治工具類は無償貸与のものも相当ありますが、若干有償で作らなければならぬものもあります。そういうものは最初のある段階の機数で償却をしてしまふという形で、生産をしていくといふふうにしております。

○飛鳥田委員 どうもこの問題も、そんなに簡単に生産規模をすぼつと縮めていけるかどうか、非常に疑問に思ひます。あとでゆつくり伺はせていただくとつてもありますが、問題をあとに残しまして、最後に一つ、供与された部品等には米国の会社の特許のあるものがあります。こゝうした無償供与を受けた部品を将来国産化していく場合に、日本の会社が特許料を払わなければ

ならないかどうか、この点も伺はせていただきたい。

○黒津説明員 最初にございした向う側から無償で参りますものにつきましては、それを国産化したとき際には、本来このF86並びにT33Aの機体を作る会社で持つております関係につきましては、米側で全部これを負担いたします。それ以外の関係につきましては、技術導入が必要なものについては特許料を支払ひ、こゝういふことに相なつております。

○飛鳥田委員 そつちがいたしますと、将来国産化した場合は、当然特許料を払ひといふことですね。

○黒津説明員 今申し上げました通り、アメリカ側のF86並びにT33Aの生産会社に属するものにつきましては、特許料を支払ひることを必要といたしません。それ以外の部品について特許料を支払ひ、こゝういふことになりま

○飛鳥田委員 もう時間がありませんから、これで取りやめますが、供給表を見せていただいたり、ジェット飛行機を現実に見せていただいたりして、またこの質問を続けることをお許しをいただきます。

○山本委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

昭和三十一年四月二十七日印刷

昭和三十一年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局